

POLICY AND LEGISLATION

# 政策資料

## ■卷頭言

「訪朝雑感」

関山信之

## ■特集

規制緩和に向けて社会党の具体策を提案

内外価格差の是正・縮小の具体化に向けて（案）

## ■資料

介護休業法制化が実現の運びに

日本社会党政策審議会

5

1995 NO.344

A5判64頁

## 社会新報ブックレット

各600円(税込)

# どうなる あなたの年金

改革 早わかり解説  
池端清一衆院議員

## 復興への提案

阪神・淡路大震災から学ぶ  
後藤正治・野田正彰ほか

---

いま、民主リベラル 寛容な市民政党をつくる  
久保亘・田原総一郎

---

北京につどう 95年国連世界女性会議にむけて  
久保田真苗・大脇雅子

---

「安全」は21世紀のキーワード PL法の生かし方  
吉峯啓晴

---

### 「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い!

入会金●1口1万円。(ブックレット計20冊送付します。2000円+送料がお得です。)  
申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。  
入会申し込み書をお送りします。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

連立与党訪朝団がピョンヤン到着の夜、万寿台芸術劇場の一室で開かれた歓迎宴の席でのキムヤンスン書記の演説は、一九九〇年の三党共同宣言の歴史的意義を強い調子で述べるとともに、その全文の挨拶原稿がマスコミを含む全員に配布された。挨拶原稿の配布は異例のことといえる。

けない徹頭徹尾両国間の関係改善のための対話、徹底した自主独立の立場でいかなる国の意思をも代弁することのない双務的な会談にならなかつたため中断されたことは遺憾に耐えないことです。……」

という挨拶は、私たちとしては予想された内容であったといえる。

しかし、渡辺團長以下自民党の

交正常化交渉の促進の役割を果たせるなら望ましいこととしながらも、北朝鮮側が三党共同宣言にこだわらないとする自民党の見通しに、「果たしてそうか」と強い疑惑を示し、訪朝する以上最低限三党共同宣言の位置付けについて三党間の合意を形成すべしと注文をつけた。

今回の訪朝がこの流れに従つて、中斷していた国交交渉の再開をうながすきっかけになつたとすれば、私たちの訪朝団への参加は九〇年の成果を引き継いで大きな意義をもつものだったといえよう。

それに対しても、二泊三日の旅で改めて痛感させられたのは両国間の相互不信の根深さである。

単純なことをいえば会話不足である。核もリウネも大事だが、もっと話し合いのオプションを拡げて、多面、多様な対話の場を設けることが求められている。共同宣言によって、すでに直行便もとびパスポートからエクセプト・ノースコアリアの文字が消えているのだから。

## 言頭巻



## 訪朝雑感

関山信之  
政策審議会会长

「一九九〇年九月、朝鮮労働党と日本の自由民主等・社会党の間に採択された三党共同宣言は、朝日関係改善における原則的な問題を明らかにした歴史的な宣言であり、これは両国民のみならず世界の多数の進歩的人民に熱烈に歓迎されました。しかし、歴史的な宣言に基づいて開かれた朝日両国政府間の会談がいかなる条件もつ

代表団の皆さんにとつてはいかがなものであつたろうか。今回の訪朝について、当初マスコミは、自民党が独自のルートで道を開いたことから、朝鮮労働党と友党関係にある社会党の頭越しに予備折衝が行われたことについて、『自民ペース・社党不満』と見出しをつけた。

これに対し、久保書記長は、国

二泊三日、文字通り不眠不休の交渉となつた。朝鮮労働党とのやりとりは、私たちの予想と懸念を裏書するものとなつた。

三党共同宣言は歴史的事実として認識する“という社・自・さの合意確認があつたため、からうじて日本側の足並みの乱れを見せることはなかつたものの、改めて

共同宣言の歴史的評価が問われる

(せきやまのぶゆき・衆議院議員) 1

# 月刊『政策資料』

No.344号 1995年5月号

## 特集 規制緩和関係

### 「政府の規制緩和推進計画」

への社会党の追加要望項目

規制緩和推進五カ年計画の策定に向けて

「規制緩和推進計画」策定にあたって

内外価格差の是正・縮小の具体化に向けて(案)

党行革プロジェクト

行革プロジェクト

党行革プロジェクト

与党経済対策プロジェクト

20 18 7 4

資料

当面する政治改革の課題と取り組みについて

党政治改革推進プロジェクト

27

今国会における政治改革の推進について（社会党からの提言）

与党政治改革協議会

阪神・淡路地域の復興対策に関する第二次報告

与党阪神・淡路大震災対策本部

介護休業法制化のための育児休業法改正案について

党労働部会

改正案に関する衆議院代表質問 永井孝信

マルチメディア時代の情報通信の課題と考え方

党情報通信政策特別委

人権と差別に関するプロジェクトの作業状況に関する中間報告

与党人権と差別問題に関する  
プロジェクト

政府系金融機関の検討について

与党政策調整会議

## 政策の焦点

### I 科学技術立国をめざす科技基本法案

村田育久

49

48 44 40 37 31 30 29

特集

規制緩和関係

一九九五・三・一五

## 社会党の追加要望項目

日本社会党  
行革プロジェクト

各省庁が検討中としていたもののうち約五割、措置困難としていたもの等から約三〇件が盛り込まれるなど、与党プロジェクトの作業プロセスが政府計画の拡充に一定の役割を果した。

政府は去る三月三一日、政府の『規制緩和推進計画（一九九五～九年度）』（紙数の関係上収録せず）を閣議決定し、これをもって村山政権は、特殊法人見直しに次いで同計画の年度内策定の公約を果たした。この間、連立与党は政府の計画策定を後押しすべく、行革プロジェクトチームにおいて与党の規制緩和策の策定に取り組んできた。社会党は、『規制緩和の具体策（中間とり

まとめ』（政策資料四月号に収録）を与党プロジェクトに提示し、さらにそのうちに消費者・生活者重視、内外価格差是正等の国民生活の質的向上の観点から、規制緩和の推進に当たっての考え方や二五項目の『社会党の追加要望項目』の検討を提案した。与党プロジェクトは、これらの社会党の要望の大半を盛り込むかたちで三月二七日に『規制緩和推進五年計画の策定に向けて』

○大都市地域における集落地域整備法の積極的活用と利用の容易化のための仕組みの整備

大都市圏の土地利用計画の合理化を図る

観点から、集落地域整備法の活用を図るほか、大都市地域内の耕作放棄地についての実態調査を踏まえ、農業上の利用の確保を図ることが適当でなくなった土地を農用地区域から除外する。

○大都市に地域における総合的かつ計画的な土地利用の枠組み及びその実現方法の整備

大都市圏の土地利用計画の合理化を図る観点から、総合的かつ計画的な土地利用の枠組み及びその実現方法の整備をはかる。

○埋蔵文化財事前調査の発掘調査期間等を算定する際の方針作成

遺跡の種類、遺構密度、埋藏量、埋藏状況（土壤）などの発掘調査期間等を規定する種々の要素を踏まえ、発掘調査期間等を算定する際の指針となる積算基礎を作成する。

○建築関係の各種基準等の明確化

複雑な建築基準法の各種の規定・基準・解釈・運用の明確化について、規制緩和推進計画の期間内に措置時期を明示して、簡素化・合理化を図る。

○クリーニング所営業許可申請手続きの簡素化

企業合併又は相続によるクリーニング所営業許可について、申請手続きを事後届出に簡素化する。

○大規模店舗法制度の抜本的見直し

当面、出店・営業規制の運用を緩和していくとともに、中小小売業者の経営の改善や体質の強化、街づくりの観点も考慮しつつ、規制緩和推進計画の期間中に、大規模店舗法制度を抜本的に見直す。

○酒類販売免許制度の見直し

酒類販売免許について、規制緩和推進計画の期間中に、消費者利便の観点から、実態にあわせて許可制度の在り方を見直す。

○都道府県境を越える生活協同組合の組合員の取扱いの緩和

都道府県境を超えて生活協同組合を利用

指導を是正するとともに、開発負担金の拠出や公共公益施設用地の提供については、法律によって官と民、国と地方の負担のルールなどの基本的枠組みを定める。

○製造たばこ小売許可制度の見直し

たばこ小売許可制について、当該地域の需要が高い場合や既存の販売活動実績が著しく低い場合の扱いなど、消費者の利便の観点から、規制緩和推進計画の期間中に許可基準を緩和する。

○建築確認事務における民間活用

建築基準法による確認関係事務における民間活用について、規制緩和推進計画の期間内に措置時期を明示して、民間による基準認証制度を公正かつ有効に機能させ、地方自治体による建築確認の審査事項を縮減する方向で結論を得る。

○食品衛生法に基づく営業許可期間の延長等

食品衛生法に基づく営業許可の有効期間の延長及び更新手続きの簡素化を図る。

○製造たばこ小売許可制度の見直し

たばこ小売許可制について、当該地域の需要が高い場合や既存の販売活動実績が著しく低い場合の扱いなど、消費者の利便の観点から、規制緩和推進計画の期間中に許可基準を緩和する。

○建築基準法による確認関係事務における民間活用

建築基準法による確認関係事務における民間活用について、規制緩和推進計画の期間内に措置時期を明示して、民間による基

宅地開発等指導要綱による宅地開発事業等に対する行政指導の行き過ぎ是正とルールの透明化

もに、政令ないし条例に基づく規制への転換を促す方向で都市計画法を見直す。開発区域周辺の住民同意の取得義務付けの行政

する必要性のある場合について、組合員として加入・利用できるよう取扱いを緩和する。

#### ○生協事業連合の許可手続きの簡素化

生活協同組合事業連合会の定款別表への参加組合の記載を不要とし届出事項とする。

#### ○生協事業連合への出資制限の緩和

生活協同組合連合会への参加組合の出資限度について、民主的な運営の確保が損なわれない範囲内でその引き上げを図る。

#### ○生活協同組合の医薬品販売許可手続きの簡素化

生協等が協同組合が医薬品の販売業の許可申請をする際提出する医師の診断書は、

一般の株式会社との均衡に配慮して、定款で定める代表者及び薬事法の許可に係る業務を担当する理事のみとすること。

#### ○医療生協の開設手続きの緩和

医療生協による老人保健施設の開設、訪問看護事業の実施に当たっては、厚生大臣による個別認定を不要とし、都道府県知事による開設許可のみで認めるものとするこ

と。また、許可審査にあたっては行政手続法に則り、予め公にされた審査基準によつ

て行うこと。

#### ○一般旅券の有効期間の延長等

一般旅券について、有効期間を延長するとともに、申請費用の圧縮、有効期間の選択制の導入、申請窓口の拡大などについて検討する。

#### ○薬局が利用する試験検査機関の拡大等

薬局に係る試験検査設備器具の設置に代替して利用される試験検査機関の拡大等を図る。

#### ○食品製造基準の弾力化

高度の製造管理を導入した施設について、食品製造基準を弾力化する。

#### ○液化石油ガス（LPG）充填所の設置基準の整備

液化石油ガス（LPG）充填所について、給油取扱所に併設できるよう基準を整備する。

#### ○特別養護老人ホームの規模要件の緩和

セルフサービス方式の給油取扱所の技術基準等の検討については、規制緩和推進計画の期間内に措置時期を明示して検討を終え、周辺環境等を勘案しつつ試験的に導入する。

#### ○給油所のセルフサービス方式の導入

セルフサービス方式の給油取扱所の技術基準等の検討については、規制緩和推進計画の期間内に措置時期を明示して検討を終え、周辺環境等を勘案しつつ試験的に導入する。

#### ○熱供給導管の共同溝使用

規制緩和推進計画の期間内に、措置時期を明示して、共同溝の使用を可能とする。



# 規制緩和推進五カ年計画の策定に向けて

行政改革プロジェクトチーム

方策を着実に実施するとともに、引き続き内外の要望を踏まえ、新たな規制緩和に積極的に取り組まれるよう要請する。

## 1 今回の規制緩和の推進に当たっての考え方

我が国の公的規制について、以下を基本として、その緩和に取り組む必要がある。

### (1) 規制について国際的に整合性のとれたものとするとともに、外国事業者・外国製品等の我が国市場へのアクセスを容易とする。

- a 基準、認証制度については、国際的な基準への統一化等を図るとともに、原則として、外国データの受け入れ、相互承認制度の導入を推進する。
- b 輸入、国内販売又は国内使用に際して課せられる公的検査の検査・検定基準についても、原則として、外国データの受け入れ、相互承認制度の導入を推進する。

### (2) 許認可等の審査基準、検査基準および申請時における必要な書類、データ等の明確化を図るとともに、標準処理期間を明示し、規制の透明性の確保を図る。

内外の期待に応え、規制緩和により、国民生活の向上や経済の活性化を図るほか、我が国が自由貿易を基本とする国際社会のリーダーとして、国際的な調和を推進する観点から我が国に対する市場アクセスを改善し、公正な競争が保証された自由で開かれた市場とすることが重要である。

行政改革プロジェクトチームは、昨年九月に「行政改革を進めるに当たっての基本方針」において、規制緩和について、その基本的な考え方を明らかにしたところであるが、その後、各界の有識者や各省庁から規制緩和に関してヒアリングを行い、昨年一月には、「交通・運輸に関する規制緩和」を取りまとめた。さらに、政府が年度末に向け、策定することとしている「規制緩和推進計画」（期間五カ年間）に対する本チームの意見を取り

まとめるため、内外価格差の縮小等の国民生活の質的向上を図るため、消費者・生活者を重視した規制緩和に取り組むとともに、現下の急務である経済摩擦の解消に資するよう、規制の国際的調和の観点に重点を置いて、精力的に議論を重ねてきた。

以下は、本チームにおける議論を踏まえ、規制緩和を進めるに当たっての考え方とその留意すべき点を明らかにするとともに、計画期間において政府が取り組むべき具体的の方策を取りまとめ、別紙で示した。この中には、本チームとの議論を踏まえ、各省庁の検討結果の公表で措置予定とされたものの外、公表後、更に、本チームとの議論の結果の、措置予定となつたものなどが含まれている。

政府に対しては、総理を始め、各官僚がリーダーシップを發揮し、計画に盛り込まれた

緩和することにより、公正な競争条件の整備等を図り、内外価格差を是正して、国内の実質的な価格を低下させ、国民生活の質的向上を図る。

(3) 消費者の立場に立った規制緩和を推進し、

商品の多様化、新商品の開発を促進し、消費者の多様なニーズに対応した選択の幅を拡大する。

(4) 自己責任原則の下、消費者に対して、商品等に関する積極的な情報提供を行うとともに、今般成立した製造物責任法の活用など消費者のための事後的な救済制度の整備を図る。

(5) 規制緩和の推進に当たっては、国際競争力の弱い産業における雇用問題や中小企業問題等の発生を防止するため、新産業・新雇用創出や中小企業の体質の強化を支援するとともに、国際競争力の弱い産業から、二世紀を担う新しい産業への労働力の移動を円滑に進めるために、労働力の質的な転換を図りつつ、必要な職業訓練を含む諸施策を積極的に充実させる。

(6) 規制緩和の検討に当たり、専門・技術的見地から調査・検討が行われる各省庁の審

議会、懇談会、研究会等については、運営如何によっては規制緩和の推進に影響する面があることから、透明性の確保などその在り方を見直すとともに、当面の処理においても、極力迅速に対応されるよう強く要望する。

(7) 地方公共団体については、地方分権と規制緩和の推進の観点から、国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方分権を総合的かつ計画的に推進するとともに、

地方公共団体において規制の見直しが進められることを期待する。

(8) 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限とする方向で見直す。公共事業の環境影響評価や廃棄物の再利用等環境保護、国民の安全確保を目的とする公的規制の強化を必要とする場合においても、公正な競争を阻害しないよう配慮すべきである。

## 2 規制緩和を進めるに当たっての留意すべき点

### (1) 規制緩和推進計画の内外への広報

規制緩和に関する広報活動を積極的に行うとともに、関係各省庁においても、要望・意見を出された団体等からの照会等に応じるための窓口を整備する。計画策定後、規制緩和白書を速やかに作成、公表するとともに、外国向けの資料の作成等を行う。

計画策定に当たり、要望・意見があったが、計画に盛り込まなかつたものについてその理由等を明らかにした資料を公表する。

公表し、諸外国、内外の諸団体等の意見や批判に謙虚に耳を傾ける。

行政改革委員会においては、常設の期間を整備し、民間の有識者の意見を吸収しながら、内閣総理大臣等への提言の機能を充分發揮されるよう期待する。一方、政府は規制緩和の推進状況を同委員会に毎年度報告するなど積極的に協力すべきである。

また、規制緩和の推進を図るため、行政監察機能を積極的に活用する。

### (2) 規制緩和の考え方の明示

政府は、計画の策定に当たり、規制緩和の基本的考え方を明らかにして、計画策定後も、内外の要望・意見を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応した見直しを不斷に推進すべきである。

### (3) 規制緩和推進計画の内外への広報

規制緩和に関する広報活動を積極的に行うとともに、関係各省庁においても、要望・意見を出された団体等からの照会等に応じるための窓口を整備する。計画策定後、規制緩和白書を速やかに作成、公表するとともに、外国向けの資料の作成等を行う。計画策定に当たり、要望・意見があったが、計画に盛り込まなかつたものについてその理由等を明らかにした資料を公表する。

#### (4) 公的規制の実態の把握

公的規制の全体像を的確に把握し、規制緩和の推進に資するため、公的規制の実態把握のための調査研究を早急に開始すべきである。

#### (5) 規制緩和に関する啓発活動の展開

我が国の官民の規制に対する固定観念を打破し、自己責任原則の確立を図つて行くためには、規制緩和の重要性に関し、官民への啓発活動を展開する。

### 3 公正競争の促進

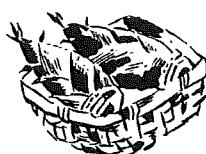
自己責任原則と市場原理に立つ自由かつ公正な経済社会を目指し、規制緩和と並行して、公正かつ自由な競争を確保するために、独占禁止法に基づく競争政策を強化する。これとの関連で、公正取引委員会の組織、人員等の面で審査体制を強化するとともに、事務局体制の在り方につき、本チームにおいて、早急に検討を開始するものとする。

### 4 今後の課題

今回、規制緩和各項目に関しても、本チームにおいては、限られた期間において精力的な検討を進めてきた。特に各省庁から中間報告が出された以降は、民間各団体、外国関係

団体等の意見を広く聴取し、また、こうした团体が各省庁と直接意見交換をする場を設けるなど、議論の公開性に特に配慮した結果、中間報告から一定の前進を得ることとなった。しかし、時間的制約のため、結論を得るに至らなかつた問題も少なくない。特に下記の問題については、政府及び与党として引き続き検討すべき課題であると考える。その際、本チームの経験にかんがみ、公開性に特に配慮したシステム作りをすべきである。

- ① 公共料金決定方法の在り方
- ② 持ち株会社規制の廃止・緩和の是非
- ③ 産業構造の転換期に当たり、労働力の移動を円滑に進めるための施策の在り方
- ④ 今後の金融・証券の規制緩和の在り方



事項名	措置内容	実施時期	所管省庁
1 住宅・土地関係 ○ (1) JIS、JAS	① JIS、JASの国際規格・基準への整合化を進めるとともに、諸外国の規格基準との調和を推進する。このうち、建築資材については、要請に応じ、規格の性能の確保、国際間における責任負担の確保等の諸条件が整えば、その円滑な受入れ方法を検討することとし、特に、諸外国の規格基準に適合し、2×4工法の要求性能を満たす建築資材を通則的に受け入れる。 ② 国及びその他公的機関においては、JIS、JASと諸外国の規格基準であって我が国において容認されるものとの間において、同等に取り扱う。 ③ 木材製品に関する建築関係規則について、技術的知見の集積を踏まえた性能規定化の推進を図る。 当面、木材の強度性能の評価方法について、日米加との相互検討を促進する。 建築資材に係る外国検査機関(FTO)の指定手続について、透明性の向上及び迅速化を図る。	7年度以降	通商産業省、農林水産省 建設省
○ (2) 土地利用	① 大都市圏の土地利用計画の合理化を図る観点から、総合的かつ計画的な土地利用の枠組み及びその実現方法の整備を図る。 ② 大都市圏の土地利用計画の合理化を図る観点から、集落地域整備法の活用を図るほか、三大都市圏の耕作放棄地についての実態調査を踏まえ、農業上の利用の確保を図ることが適当でなくなった土地を農用地区域から除外する。 ③ 遺跡の種類、遺構の密度、埋蔵量、埋蔵状況(土壤)等の発掘調査期間等を規定する種々の要素を踏まえ、発掘調査期間等を算定する際の指針となる積算基礎を作成する。	7年度以降	農林水産省
○ (3) 建築基準	① 建築基準法による確認關係事務における民間活用の具体的方策について検討を行う。 ② 建築基準法の各種の規定・基準・解釈・運用について、明確化、簡素化及び合理化を図る。 建築物の容積率、高さ制限等について、具体的緩和策を講ずる。 建築物の検査済証交付までの使用制限の緩和を検討する。 集合住宅付属の駐車場に関する規制の緩和を検討する。	7年度以降 7年度以降 7年度	国土庁、農林水産省、建設省 農林水産省、建設省 文部省 建設省 建設省 建設省

事項名	措置内容	実施時期	所管省庁
○ 2 税関関係	<p>⑥ 都市部での住宅供給を促進するため、総合設計制度における住宅建設に係る容積率の割増しの拡充を検討する。</p> <p>① 航空貨物の輸入手続について、到着即時輸入許可制度を導入する。            ② 成田空港における輸入手続の迅速化を図るとともに、原本T A C T の使用義務付けを廃止する。            ③ 包括納期限延長制度の下の担保を全国ベースで受理（航空貨物を含めN A C C S を通じて受理）するようシステムの改善を図る。            ④ 加工再輸入減税制度による減税手続の簡略化を行う。</p>	7年度 8年度早期 7年末	建設省 大蔵省
○ 3 薬事・食品安全関係	<p>① 作用緩和なソフトコンタクトレンズ用消毒液を医薬部外品とする方向で検討する。            ② 医薬品の国家検定対象品目の見直しを検討する。            ③ 生物学的製剤たる体外診断薬を管理する者につき、兼務を認める。            ④ 体外診断薬について、品質管理室の設置が不要である旨、周知徹底を図る。            ⑤ 体外診断薬の有効成分以外の成分の名称等の表示について、簡素化を図る。            ⑥ 体外診断薬として既に承認を受けているものの変更について、性能を確保しつつ、その承認を要しない範囲を拡大する。            ⑦ 店頭販売ビタミン剤の食薬区分を見直す。            ⑧ 医薬部外品の製造・輸入販売につき、基準を定め、その範囲で包括的に許可する。            ① 「プラスチック製縫合糸基準」の米国薬局方との整合等薬事法第42条に基づき設ける医療用具の品質等に関する基準と欧米の基準との整合化を図る。            ② 薬事法第14条に基づく承認の不要な医療用具のI S O 等の国際規格に即した品目への拡大を図る。            ③ 電子式血圧計の臨床試験の在り方を見直す。            ④ 医療用具について、品目ごとの承認を不要とする範囲を拡大する。            ⑤ 医療用具について、米国に認めたものと同様の試験データを受け入れる。</p>	7年中 7年度早期	大蔵省
	7年度目途 8年度目途 厚生省 7年度目途 厚生省 7年度以後 厚生省 7年度以後 厚生省 8年度目途 8年度目途 厚生省 7年度以後 厚生省 7年度 厚生省	厚生省 厚生省 厚生省 厚生省 厚生省 厚生省 厚生省 厚生省 厚生省 厚生省 厚生省 厚生省 厚生省 厚生省 厚生省 厚生省 厚生省	

事項名	措置内容	実施時期	所管省庁
(3) 化粧品	<p>○</p> <p>① 並行輸入の製品が既に輸入されているものと同一であることが確認できる場合、外国製造事業者の証明書の添付を省略する。</p> <p>② 化粧品の成分規制方式について、国際的整合化を図ることを含め、その在り方を見直す。</p> <p>③ 食品添加物の新規の指定手続を迅速化する。</p> <p>④ 食品添加物について、国際基準との整合性を勘案し、食品添加物に係る規制を見直す。</p> <p>⑤ 食品等の規格基準</p> <p>⑥ 医療用具につき、フロッピーディスクを利用して申請システムを導入する。</p> <p>⑦ 薬局に係る試験検査設備器具の設置に代替して利用される試験検査機関の拡大等を見る。</p>	9年度目途 8年度目途	厚生省 厚生省
(4) 食品添加物	<p>① 食品中に残留する動物用医薬品の残留基準について、国際的基準への整合化を図りつつ、整備する。</p> <p>② 輸入食品事前確認制度について、汚染物質、残留殺虫剤、動物用医薬品、食品添加物等を含む食品の国際基準統合に積極的に参加する。</p> <p>③ 高度の製造管理を導入した施設について、食品製造基準を弾力化する。</p> <p>○ 食品衛生法に基づく許可の有効期間の延長を図るとともに、許可手続を簡素化する。</p>	7年度以降 7年度以降	厚生省 厚生省
(5) 食品等の規格基準	<p>① 食品等の規格基準</p> <p>② 輸入食品事前確認制度について、汚染物質、残留殺虫剤、動物用医薬品、食品添加物等を含む食品の国際基準統合に積極的に参加する。</p> <p>③ 高度の製造管理を導入した施設について、食品製造基準を弾力化する。</p> <p>○ 食品衛生法に基づく許可の有効期間の延長を図るとともに、許可手続を簡素化する。</p>	7年度以降 7年度以降	厚生省 厚生省
(6) 食品営業	○ 食品営業	8年度目途 7年度	厚生省 厚生省
4 連輸関係	<p>(1) 貨物自動車運送事業</p> <p>① 新規参入時の車両の自己保有に関する規制を緩和し、リースによるものを認める。</p> <p>② 許可申請時に提出させている事業計画の説明資料（荷主の輸送依頼書等）について、申請者の負担を軽減する。</p> <p>③ 最低保有車両台数の地方運輸局間の格差を基本的に緩和する方法で是正する。</p> <p>④ また、牽引車、被牽引車の台数算定の方法を統一する。</p> <p>⑤ 現存の拡大営業区域の見直し、拡大営業区域の新規設定等により、営業区域の拡大を図る。</p> <p>⑥ 原価計算書の添付を不要とする範囲を拡大するなどにより、多様な運送形態に対応した市場原理に基づく運賃・料金の設定を促進する。</p> <p>⑦ 貨物自動車運送事業及び貨物自動車に係る第一種利用運送事業の許認可等手続きについて、申請書類等の一元化を推進する。</p> <p>○ 貨物自動車運送事業に係る各種届出について、簡素化を図る。</p>	7年度以降 7年度 7年度以降 7年度以降 7年度以降 7年度 7年度早期	運輸省 運輸省 運輸省 運輸省 運輸省 運輸省 運輸省

事項名	措置内容	実施時期	所管省庁
(2) 鉄道事業	<p>⑧ 専用トラックターミナルに係る自動車ターミナル法の規制を改廃するよう見直す。</p> <p>① 鉄道旅客運賃については、いわゆる上限価格制を含む運賃設定方式の方等について鋭意検討し、速やかに結論を得る。</p> <p>② 貨物鉄道事業に係る料金規制について、創意工夫の発揮、事業者負担の軽減、市場実態に弾力的対応が可能となるよう、物流市場規模の特性、他業種の運賃規制内容等を踏まえ、規制を緩和する。</p>	8年度目途 7年度以降	運輸省 運輸省
(3) 基準・認証関係	<p>① I S O基準の最大重量海上貨物用コントナについて、道路整備を進め、車両のプレーキ性能等の保安基準への適合性を確認の上、通行を認める。</p> <p>② 船用品の型式承認を含む規制の簡略化を図る。</p> <p>③ 排ガス値について、国際的に使用されている測定値、諸元表記載値の数値の丸め方を受け入れる。</p>	7年度見直し案作成、 7年度以降 9年度末目途 7年度以降 7年度目途	運輸省、建設省 運輸省、建設省 運輸省、建設省
(4) 自動車部品関係	<p>① 热害警報装置設置要件を廃止する。</p> <p>② リアサイドマーカーランプの取り付け基準について、撤廃又はEU基準への整合化を図る。</p> <p>③ 前照灯取り付け要件について、日本の前照灯取り付け要件と機能的に同等なものとして、F M V S S 1 0 8 及び他の外国基準を受け入れる。</p> <p>④ 4灯式前照灯の型式指定要件の廃止及びE C E (国連/欧洲経済委員会) 規則により認証を受けた前照灯を受け入れる。</p> <p>⑤ 4灯式前照灯について現行E U規則を受入れ、認証試験のE U試験機関への委任を容認する。</p> <p>⑥ 欧州指定試験機関により認証されたデータを受入れる。</p> <p>⑦ 機械前照灯及び前方フォグラランプについて、E C E仕様を受入れる。</p> <p>⑧ 制動灯の取り付け位置について、E C E規則48を受入れる。</p> <p>① レンタカーに関する規制について、事業の活性化を図る観点から、許可基準の緩和、手続きの簡素化を行う。</p> <p>② リース許可申請手続の簡素化を図る。</p> <p>③ コミュニケーションにおける航空機の大きさの制限の緩和を検討する。</p> <p>④ 船舶検査について、船級協会 ((財)日本海事協会) を一層活用する。</p>	7年度中頃 7年度中頃 7年度中頃 7年度中頃 7年度中頃 7年5月 7年度中頃 7年度中頃 7年度中頃 7年度 9年度目途 9年度	運輸省 運輸省 運輸省 運輸省 運輸省 運輸省 運輸省 運輸省 運輸省 郵政省
○ ○ ○ 5 情報・通信	① 音声系の専用線と公衆網との接続について、段階的な開放を促進する。	遅くとも9	郵政省



事 項 名	措 置 内 容	実施時期	所 管 省 庁
8 金融・証券・保険 関係 (1) 金融 (2) 証券	<p>② 保安林解除手続きの簡素化を図る。</p> <p>① 年金資産の運用規制の見直しを図る。 に係る規制の緩和を図る。</p> <p>② 時価発行公募增资に関するガイドラインの緩和ないし撤廃の検討を行い、結論を得る (注)最終的な実施決定は、日本証券業協会におけるマーケット・メカニズムに基づく 適正な発行・消化のための幅広い改善策の定着状況や株式市場の状況等を勘案の上 行つ。</p> <p>③ 有価証券売買委託手数料について、1~2年後に検証し、以後の自由化につき検討す る。</p> <p>④ 資産担保型CP・社債については、投資家保護及び諸法制との整合性を確保した上で 導入を図る。</p> <p>① 保険商品・料率の認可制について、届出制の導入・拡大を図る。</p> <p>② 保険プローラー制度の導入を図る。</p>	7年度 7年度 7年度 8~9年度 (検証) 7年度目途	農林水産省 大蔵省、厚生省 大蔵省 大蔵省 大蔵省 大蔵省
9 その他 (1) 外国法事務弁護士 (2) 旅券	<p>○ 外国弁護士による国際仲裁代理を自由化する。</p> <p>○ 一般旅券の有効期間の延長、申請費用の圧縮、有効期間の選択制の導入を行うとともに に申請窓口の拡大等について検討する。</p>	8年度以降 7年度	法務省 外務省
(3) 塩 (4) たばこ	<p>○ 塩専売制を廃止し、自主取引化の推進を図る。(たばこ事業等審議会)</p> <p>○ たばこ小売許可制度について、当該地域の需要が高い場合や既存の販売活動実績が著 しく低い場合の扱いなど、消費者の利便の観点から、許可基準を緩和する。</p>	3年以内 11年度	大蔵省 大蔵省
(5) クリーニング業 (6) 生活協同組合	<p>○ 企業合併又は相続によるクリーニング所の開設の届出については、事後届出とするよ う手続を簡素化する。</p> <p>① 生活協同組合等が、薬局の開設許可を申請をする際、医師の診断書の提出を要する申 請者の範囲については、定款で定める代表者及び薬事法の許可に係る業務を担当する理 事のみとする。</p>	7年度以降 7年度以降	厚生省 厚生省

事項名	措置内容	実施時期	所管省庁
(7) 病院等	<p>② 医療生活協同組合による老人保健施設の開設、訪問看護事業の実施に当たっては、都道府県知事による開設許可のみとし、厚生大臣による個別認定を不要とする。</p> <p>③ 生活協同組合事業連合会の手続きを簡素化する。</p> <p>④ 生活協同組合事業連合会への出資割合の限度を引き上げる。</p> <p>① 病院、老人保健施設及び特別養護老人ホームを合算する場合の施設基準の運用を弹性化する。</p> <p>② 都市部における特別養護老人ホームの規模要件を緩和する。</p> <p>① 電気用品の安全基準をIEC規格により一層整合させる。</p> <p>② 家電製品の電気用品取締法甲種（政府認証）から乙種（自己確認）への更なる移行を図る。</p>	7年度以降 7年度以降 7年度 7年度	厚生省 厚生省 厚生省 厚生省
(8) 電気製品	<p>○ 割賦販売法の適用除外となる年間取引額の引上げ（現行 100万円→1000万円）</p> <p>○ 社内預金の下限利率の制限の弾力化を図る。</p> <p>○ 道路占用許可期間が3年以内となっているCATV、水力発電用水路などの物件について、同期間の延長を図る。</p> <p>○ ガス導管の埋設深さの道路別に応じた見直しを行う。</p> <p>○ 热供給導管の共同溝使用について、見直しを行う。</p> <p>○ 道路上空に設ける通路（オーバーブリッジ）について、安全性の確保を前提としつつ、許可基準の見直しを行う。</p>	7年度 5年間目途 5年間程度 目途 7年度早期 7年度 7年度早期	通商産業省 通商産業省 通商産業省 労働省 建設省 建設省
(9) 割賦販売	<p>○ 道路占用許可の適用除外となる年間取引額の引上げ（現行 100万円→1000万円）</p> <p>○ 同上</p>	7年度以降 7年度 7年度	建設省 建設省 警察庁、建設省、自治省
(10) 雇用			
(11) 道路占用等			
(12) 軌道法等	<p>○ 軌道法における諸取扱いの鉄道事業法との整合性の確保を図る。</p> <p>○ デュアルモード型交通システムに係る諸規制の見直しを行う。</p>	7年度以降 7年度以降 9年度目途	運輸、建設省 運輸、建設省 自治省
(13) 危険物	<p>○ 液化石油ガス（LPG）充填所について、給油取扱所に併設できるよう基準を整備する。</p> <p>○ セルフサービス方式の給油取扱所について、平成7年度に調査検討委員会を設置し、安全性の問題について平成9年度を目途に結論を得べく、諸外国の実施状況等に留意しつつ検討を進める。</p>	9年度目途 9年度目途	自治省 自治省
(14) 公害	<p>① 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に係る届出様式の共通化、受理窓口の一元化をする。</p> <p>② 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に係る手続の簡素化を図る。</p>	8年度まで 7年度	環境庁 環境庁

事項名	措置内容	実施時期	所管省庁
10 競争政策	<p>① 個別法による独占禁止法の適用除外カルテル等制度については、原則廃止する観点から見直しを行う。また、その他の適用除外カルテル等制度についても、引き続き必要な検討を行う。</p> <p>② 國際契約届出制度について、経済のグローバル化、事業者の負担軽減の観点からその在り方の見直しを図る。</p> <p>③ 百貨店業者が行う景品付販売に係る公正取引委員会告示及び事業者景品告示の廃止並びに景品提供の各態様別の景品の上限金額の引き上げを行った方向で見直すとともに、規制内容の明確化を図る。</p> <p>④ 独占禁止法の刑事罰規定の積極的運用を図る。</p> <p>⑤ 公共調達における入札談合の防止のため、情報提供窓口の整備を図る。</p> <p>⑥ 「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を改正する。</p>	個別法関係 10年度末まで (7年度末までに結論)	公正取引委員会 公正取引委員会 公正取引委員会 公正取引委員会

(注) 1 実施時期が空欄のものは、出来るかぎり速やかな措置を要請する。

2 ○は、政府の中間公表などで検討中となっていたものを、本チームで措置予定として整理したもの

一九九五・三・二八

## 「規制緩和推進計画」

### 策定にあたって

日本社会党政策審議会長

関山信之

党行革プロジェクトチーム座長

田口健二

1 村山政権は規制緩和を最重要課題の一つとして位置付け、その中期的な推進計画の今年度内の策定を公約し、政府・与党一体となつて精力的に取り組んできたところであります。本日、政策調整会議において与党の規制緩和推進五カ年計画の策定に向けて（以下「与党案」）を決定するとともに、政府の『規制緩和推進計画について』（以下「政府案」）を了承する運びとなつた。

定に格上げし、さらに、それ以降の討議の結果、「措置困難」等としていた事項を含め約四〇項目を「措置予定」とした。このほか、実施時期の明示や前倒しを実現するなど、短期間であったが集中的な同チームの検討作業のプロセスそのものが、「政府案」の拡充に大きな役割を果たしたと考える。

また、同チームが行った米国、EUを含む内外の民間有識者との意見交換、省庁や事業者を交えた公開ヒヤリングは、政府の検討状況の中間報告などと合わせて、規制見直しのプロセスの透明化に資するものであります。この基本姿勢を評価したい。

3 社会党は、与党行革プロジェクトチームにおける規制緩和策の検討に先行して、昨年一月策定の「規制緩和八原則」を踏まえ、党行革プロジェクトチームと規制緩和特別部会で二月一五日に七八項目からなる独自の規制緩和策を策定し、二月下旬から規制緩和の検討に入った与党行革プロジェクトチームにおいてこれを提示して、与党及び政府の規制緩和案の策定作業に反映させるべく努力してきた。今回とりまとめられた「与党案」及び「政府案」には、われわれの考え方方が相当程度、反映されたものと考えている。

4 与党行革プロジェクトチームは、内外価格差の縮小と経済摩擦の解消の二つの観点に限定して検討課題の絞り込みを行った。とりわけ、米国、EUなどの外国からの要望がクローズアップされ、経済摩擦解消の課題が強調されがちな中にあって、社会党は「国民生活の質的向上を図るため、消費者・生活者を重視した規制緩和に取り組む」（「与党案」前文）重要性を指摘し、基本的観点と規制緩和項目の双方においてこの観点が大幅に拡充されることとなった。われわれは今後ともこの観点を大切にしていきたい。

5 われわれの主張が反映された具体的な項目

としては、

①「与党案」の総論において「規制緩和推進に当たっての考え方」に社会党の規制見直しの指針が反映されたほか、

②社会党の提案によって、消費者の多様なニーズに対応した選択の幅の拡大の視点とともに、消費者への積極的な情報提供、P.L法の活用などの事後的な消費者救済制度の整備など、消費者の立場に立った規制緩和の考え方、

③また、雇用問題や中小企業問題の発生防止のため、新産業・新雇用創出、中小企業の体質強化の支援、職業訓練を含む諸施策の充実、

④さらに、地方自治体に関する規制については、地方分権の総合的な推進のなかで、国の地方への規制を含め、地方自治体において規制見直しが進められるよう期待を表明、

⑤社会的規制については、必要最小限としつつ、環境や国民の安全確保のための規制の強化についても言及——などがある。⑥これらのほかに、「政府案」では、新設の規制について一定期間後の見直し条項を盛り込むいわゆる「サンセット・ルール」も打ち出されている。

6 一方、規制緩和の具体策としては、社会

党は七八項目の緩和策を座長会に提示するとともに、特に約二〇項目を与党的検討項目に追加要求するなど、極力、消費者・生活者に身近な問題を取り上げるよう努めたところである。

具体的には、「与党案」として、

①病院・老人保健施設及び特別養護老人ホームの合築規制の緩和、②都市部における特別養護老人ホームの設立規制の緩和、③医療生協による老人保健施設開設に係る規制緩和、④生活協同組合の薬局開設や生協事業連合会の設立に関する規制緩和、⑤ガソリンスタンドの給油のセルフサービス化、⑥大都市圏の耕作放棄地など土地の有効利用の拡大、⑦食品営業許可の有効期間の延長、⑧貨物鉄道料金規制の緩和、⑨情報通信の公專接続の段階的開放、⑩情報ネットワーク接続の円滑化、⑪卸電気事業の参入規制の廃止、⑫旅券の有効期間延長や申請費用の圧縮等、⑬CATVなどの道路埋設許可期間の延長——などが盛り込まれた。また、競争政策については、総論で公正取引委員会の組織、人員面での審査体制の強化を特記するとともに、各論において独禁法の適用除外カルテル等制度の原則廃止、独禁法の刑事罰規定の積極的運用などを盛り込んだ。

なお、「政府案」にも社会党の提起した項目の大半は何らかの形で盛り込まれた。

7 「規制緩和推進計画」は、三月末の閣議で正式決定されスタートするが、政府は民間有識者からなる行政改革委員会の提言や内外の要望・批判を吸收しながら、毎年度、本計画を改定し充実を図ることになる。社会党は、消費者・生活者の立場にたって、今後とも国民生活の質的向上をはじめとする規制緩和の諸課題に積極的に取り組み、計画の充実を図っていく所存である。



## 内外価格差の是正・縮小の

### 具体化に向けて（案）

#### 与党経済対策プロジェクトチーム

はじめに

内外価格差の存在は、我が国経済の構造的歪み、非効率性を示すものであり、国民生活の豊かさを削減するのみならず、産業の高コスト構造をもたらしている。世界大競争時代を迎へ、こうした内外価格差が是正・縮小されないと、国民が生活の豊かさを実感できないだけでなく、製造業における空洞化、非製

造業における外国サービスへの代替は必至である。

内外価格差の是正・縮小が我が国経済にとって死活的な課題となっている。このため、当プロジェクトチームは、内外価格差の是正・縮小の具体化に向けて以下の提言を行うものである。

#### I 内外価格差の是正・縮小への対応の方向

内外価格差の是正・縮小のためには、輸入制限や非競争的、非効率な各種規制と取引慣行等を排除・是正していくことにより、輸入や新規参入の促進と事業者間の競争環境を整備していく方向で、政府、事業者、消費者等が総合的に対応していくことが必要である。

内外価格差の是正を最重点目標の一つとして掲げたところであるが、このところの一層急激な円高の進行により、このような懸念はますま

化を通じて、新たな業態の形成や自らのインベーションが可能となるような環境整備を図ることも重要である。

その際には、経済のボーダーレス化が進展する中、企業が国を選択するという状況下では、好むと好まざるとにかかわらず、国際経済システムとの調和を図らなければならぬ。また、事業者、消費者による自己責任原則の徹底が必要であり、そのための条件を整備することが求められる。

なお、公共料金等についても、国際的な観点からコスト構成等の検討を行いつつ、一層の生産性向上に努めることによって、料金の適正化を図ることが必要である。

こうした対応を通じて、貿易財のみならず非貿易財についても内外価格差を是正・縮小させることが必要であり、それにより、円高のメリットを広く消費者、事業者にゆき渡らせることができるとなる。

#### II 内外価格差の是正・縮小のための政策的対応等

政府においては、これまで、関係省庁において内外価格差調査を実施するとともに、規制緩和推進計画の策定、事業革新円滑化法の立案等を含め、内外価格差の是正・縮小に向けて努力してきたところであるが、必ずしも

十分な効果が挙がっているとはいえないのが現状である。したがって、今後は以下のような政策的な対応に沿って、個別の分野についての具体的な対応策と課題を強力に実行し、

解決していく必要がある。その場合、個別分野ごとの中長期的な行動計画を策定し、実施していくべきである。また、内外価格差のは是正・縮小を円滑に進めていくための環境条件の整備を同時に推進していくことも必要である。

### 1 内外価格差の是正・縮小のための政策的対応

#### (1) 内外価格差の実態把握と情報提供の充実・強化

内外価格差の実態及びその要因を把握・分析するとともに、その結果を広く公表すること

は、情報格差をなくし、事業者及び消費者の合理的な行動を促すものであり、そのための制度的な枠組みを強化する。すなわち、各

省庁は、内外価格差の実態調査、コスト構造や制度面の国際比較を含む要因分析を定期的に実施し、その結果を公表する。その際には、内外価格差が大きいと考えられる分野、物価指数のウェイトが大きい分野など、調査・分析を重点的に実施する分野を選定する。さらに、分野ごとの内外価格差は是正・縮小のための具体策を立案・実施していくとともに、具

体的施策の実施状況及びその効果を継続的にフォローアップし、その結果を公表する。

累次のアクション・プログラム等を確実に実施する。

#### (2) 規制緩和の推進

公的規制には内外価格差の要因となつているものが少なからずあり、また、政府による対応が可能なものであることから、規制緩和の推進は内外価格差の是正・縮小に向けた最重要の課題の一である。

規制緩和推進計画の策定及び毎年度の見直しにおいては、内外価格差は正の観点を重視するとともに、規制緩和を実施できない事項については、その理由を具体的に公表する。また、規制緩和により内外価格差の是正・縮小にどのような効果があつたかを検証する。

#### (3) 輸入・対内投資促進策等の推進

輸入の促進や対内直接投資の拡大は、我が国市場における競争を活性化し、内外価格差の是正・縮小に大きな効果を有する。このた

め、市場開放措置や輸入促進支援策を実施するとともに、競争制限的な慣行等の輸入阻害要因を排除する。また、外国企業等に対し、対日直接投資を行うインセンティブを付与するための政策的支援や情報提供を積極的に行う。さらに、政府調達については、より一層透明かつ公正な手続により内外無差別の調達を行うため、手続の改善や情報提供の改善等

(4) システム（取引慣行、施工システム、調達システム、物流システム、流通システムなど）の改善のための環境整備

内外価格差が是正・縮小されるのは、我が国の各種の経済システムに、いくつかの談合事件にも象徴されるように、旧態依然として非競争的、非効率的な面があることによるものと考えられる。施工システムにおける効率的な工程管理の欠如、閉鎖的ないし制限的な調達システム、メーカーごとの非効率的な物流システム、多段階で複雑な流通システムなどもその例である。内外価格差が大きい分野では、価格差を利用した新しいシステムが生み・発展し、価格差を解消する原動力となるはずであり、こうした発展を阻害している要因を排除するとともに、発展を促すための支援が必要である。

そのためには、これらのシステムに関する実態調査を実施し、その問題点を明らかにするとともに、システムの改善に向けた事業者の自主的な取組を促進し、支援する。また、情報化の推進は、取引の合理化に資するものである。なお、システムの改善は、本来、個々の事業者が取り組むべきものであるが、事業者が共同して、又は事業者団体として取り

組む場合には、公正取引委員会の事前相談制度の活用などにより、独占禁止法上問題となることのないよう適切に対処することが必要である。

#### (5) 競争政策の推進

内外価格差は市場機能の阻害によつてもたらされているものとも言え、競争政策の推進は、内外価格差の是正・縮小のために極めて重要である。輸入制限カルテル、並行輸入不当阻害、価格カルテル等の独占禁止法違反行為に對しては厳正に対処し、また、ガイドラインの策定などにより、独占禁止法運用の透明性を確保し違反行為の未然防止を図るとともに、独占禁止法適用除外制度（個別法による適用除外カルテル、再販売価格維持制度）の見直しを推進する。こうした競争政策の推進のため、公正取引委員会の機能及び組織・体制を拡充・強化する。

#### (6) その他の政策的な対応策

内外価格差をもたらしている直接的な要因を排除、是正していくことに加え、次のような政策を総合的に講じていくことが必要である。  
①低成本で経済活動が行われるような環境条件の整備を図るという観点から、適切な土地政策等を推進する。

### （消費者の行動等）

内外価格差の是正・縮小のためには、上記のような政策的な対応が不可欠であるが、同時に、自己責任原則に基づいた事業者の革新的行動、消費者の合理的行動等を促進していくことも重要である。

### 2 内外価格差の是正・縮小を円滑に進めていくための環境条件の整備

内外価格差の是正・縮小策を推進していく際では、雇用問題や中小企業問題等の発生を防止するために、経済フロンティアの拡大と雇用の安定に向けた対策を総合的、一体的に実施していくための環境条件の整備が不可欠である。

### 3 事業者、消費者の行動等

内外価格差の是正・縮小のためには、上記のような政策的な対応が不可欠であるが、同時に、自己責任原則に基づいた事業者の革新的行動、消費者の合理的行動等を促進していくことも重要である。

### III 個別分野との今後の対応策と課題

内外価格差が存在し、かつ、国民生活、産業活動に与える影響が大きいと考えられる以下のような個別分野に関して、次のような施策を強力に実行し、内外価格差を是正・縮小する。また、その他の重要な分野においても、個別具体的な検討を行い、具体的な施策を講じていく。

#### 1 住宅・建設

##### (1) 内外価格差の現状

①非競争的、非効率的な産業においては、その効率化を図り、新たな業態の形成や自らのイノベーションを進めていくこと。  
②安価な輸入生産財等の活用や合理的な取引慣行の確立、競争制限的行為の根絶、流通・物流システムの一層の効率化を進めること。  
③コストで経済活動が行われるような環境条件の整備を図るという観点から、適切な土地政策等を推進する。

①ライフスタイルが多様化している中で、商品知識や店舗・価格情報等の蓄積等に努め、合理的な購買行動を行うこと。

②個人輸入の活用等、自ら価格差を積極的に利用していく意欲をもつこと。

②新規参入の促進の観点から、ベンチャー企業等の支援策を推進する。

(2) 内外価格差の要因  
① 住宅については、住宅市場の構造が個別散在的な注文住宅が主であり、多様な工法が存在し規格化・標準化が遅れていること、生産性が低い現場における施工システム、合理的でない資材等の流通システム、住宅密度が高く火災等が多いことに伴う法規制の相違、全体として市場競争が弱いこと等が建設費を押し上げる要因となっている。

② 公共工事については、安全及び工事中の騒音・振動等の周辺環境対策等のやむをえない要因もあるが、資材等の複雑な流通システム、建設機械の低い稼働率等が建設費を押し上げる要因となっている。

### (3) 今後の対応策と課題

① 住宅については、在来木造住宅等の生産・流通の合理化、住宅部品・設備等の標準化・規格化の推進、関連規制の合理化等による住宅建設コストの直接的な低減、消費者への情報提供や産直住宅・輸入住宅の普及促進等による適切な市場競争が行われるための環境整備を柱とする「住宅建設コスト低減に関するアクション・プログラム」が平成六年三月に策定され、現在、これに基づき具体策が強力に推進されているが、今後とも、推進の過程で必要に応じて新たな施策も追加し、全体として二〇〇〇年度までに標準的な住宅の建設

コストがこれまでの水準の2／3程度に低減することを目指す。

② 公共工事については、現在進められている一般競争入札の本格的な採用等入札・契約制度の改善を徹底し、この方向でさらに努力する。また、資材費の低減、生産性の向上、技術開発などに関しては、「公共工事の建設費の縮減に関する行動計画」に基づき、建設費のさらなる縮減を目指す。さらに、建設業の不必要な重層下請構造の見直しや工事現場における機械化等による省人化・省力化及び生産システム全般にわたる情報化の推進等により建設業全体の生産性の向上を図る。

② 電力については、過去に行つた設備投資の償却費の円高に伴う評価の増大、需要の高い伸びによる設備コストの増大、夏ビーム需要の尖鋭化による低い年負荷率、厳しい環境基準を達成するための環境投資及び高い燃料費、土地面からの制約の厳しさ（特に送電網）等が要因となっている。

### (3) 今後の対応策と課題

① 石油製品については、ガソリン等の輸入を石油精製企業に限定している特石法を廃止し、国内石油製品市場に輸入品との競争による市場原理を導入し、産業の効率性を高めるとともに、競争制限的な側面が強いガソリンスタンドの指定地区制度を廃止し、流通の効率化を推進する。こうした措置により、ガソリン等の税抜き価格が極力国際価格に近づくようになる。

また、社会経済情勢の変化や技術進歩の実態に合わせて、必要最小限の範囲、内容となるよう保安規制を見直す。セルフサービス方式の給油取扱所については、安全性の確保に配慮しつつ、技術上の基準について検討する。

く設定してきたこと、日本のガソリンスタンドの小規模零細性からくる経営コストの差、特石法によりガソリン等について国内品と輸入品との競争状態が回避されていたことが要因となっている。

②電力については、電気需要の増大、夏季ピークの尖鋭化に対応した安定供給を確保しつつ、より効率的な電力供給体制を構築すると、いう観点から、発電部門等への新規参入の拡大（卸電気事業許可の原則撤廃、入札制度の導入、卸託送の活性化、小売りを行う特定電気事業の創設）、料金規制の改善（ヤードステイック方式の導入、料金の定期的評価の実施、料金制度における届出制の導入、水蓄熱空調システムの普及促進等）、自己責任の明確化による保安規制の合理化等所要の施策を講じる。

### 3 食品

#### (1) 内外価格差の現状

農林水産省の調査結果によると、主要食料品全体では、海外に比べて東京の食料品の価格は一・四倍程度の水準である。

#### (2) 内外価格差の要因

国土条件、エネルギー価格等の制約があること、消費者の新鮮・良質志向等もあり流通・加工コストが相対的に高くなっていることが要因となっている。

#### (3) 今後の対応策と課題

#### ① 農業生産基盤の整備、農地の利用集積の推

進等構造政策を一層推進し、生産コストの縮減に努力する。

②需給事情、生産性向上を踏まえ、農産物価格政策を適切に運用する。

③現行食管法の廃止と新食糧法の制定により、新たな米流通システムにおいて市場原理の導入により一層の競争促進を図る。

④ウルグアイ・ラウンド（UR）農業合意に基づき、米を除く輸入数量制限の関税化と関税相当量の削減、米についてのミニマム・アクセスの受入れ等、市場アクセスの改善を行なう。

⑤流通・加工面における競争促進による合理化・効率化、取引慣行の改善を図る。

⑥農協系統の事業・組織の改革を支援する。

### 4 通信

#### (1) 内外価格差の現状

我が国の電気通信料金は、競争原理を導入した昭和六〇年当時と比べて、六〇・七〇%の料金の低廉化が実現しているが、国内長距離電話、大容量の高速専用回線（高速専用回線は現状では欧米諸国の〇・二七～四・二二倍）等についても、今後とも技術革新や規制緩和による低廉化の効果が期待される。国内市场内電話等については現状でも割安である（国内市内電話では〇・五～一・二五倍）。

①音声系の国内専用線と公衆網の接続及び国際VANサービスにおける基本音声サービスを段階的に自由化し、国内長距離電話料金の低廉化を一層促進する環境を整備する。

②引き続き新規参入事業者とNTTとの間の公正有効競争条件の整備を進める。

### 5 運輸

#### (1) 内外価格差の現状

①タクシーについては、東京の価格は欧米主要都市の一・一倍から一・八倍程度である（3km区間の場合）。

②トラックについては、小口・近距離輸送の分野においては、日本の方が安く（例えば宅配便では日本はアメリカの一・五倍程度）、大口・長距離の分野では、アメリカの方が安い状況（例えば積合せ運賃では日本の価格はアメリカの一・四倍程度）にある。

③内航海運と外航海運とでは、輸送能力が大きく異なること等から、これらを単純に比較することは困難であるが、割高感が存在する。

#### (2) 内外価格差の要因

他産業と異なる市場構造を有しております、競争が十分でないことが一因である。

③ 今後の対応策と課題

①音声系の国内専用線と公衆網の接続及び国際VANサービスにおける基本音声サービスを段階的に自由化し、国内長距離電話料金の低廉化を一層促進する環境を整備する。

②引き続き新規参入事業者とNTTとの間の公正有効競争条件の整備を進める。

①タクシー産業は、人件費がコストの約八割を占める労働集約的産業であり、人件費割合が高いこと等が要因となっている。

②トラックについては、地形上の理由等により輸送ロットの拡大が可能な超大型トレーラ等の導入が制約されていること、地震等自然条件や地形的制約等により建設工事費が高いことなどにより物流関連施設の建設費負担及び使用料が高くなっていること、燃料費等が高いこと、きめ細かなサービスが要請されることが要因となっている。

③外航船と内航船とでは、内航においては、外航並の大量輸送を行うだけの輸送需要が存在しないこと、外航船は外国人船員の配乗により人件費が割安であること、内航船は輸送距離が短く運賃に占める荷役経費等の割合が非常に高くなること等の要因がある。

### (3) 今後の対応と課題

①タクシーについては、公正な競争を通じてサービスの多様化を推進することとし、サービスの悪化や安全上の問題に十分留意しつつ、運賃料金の一層の多様化・需給調整の弾力化を推進する。さらに、交通流動の実態を踏まえ、段階的に事業区域を拡大するとともに、乗合タクシーについても積極的に推進する。

②トラックについては、営業区域の拡大はじめとする規制緩和の推進、荷主と物流事業

者の間の取引慣行の改善、幹線区間におけるトラック共同運行や共同集配等の効率的な輸送システムの推進を図る。

(今後の対応策と課題)

①内航海運については、長距離幹線における貨物輸送をトラックから海運等へ移行させるモーダルシフト政策を推進するとともに、事業者間の競争を促進する観点から、船腹調整制度について、抜本的に見直す。また、荷主サイドにおける出荷方法等の改善を促す。

④国内航空、鉄道、バス等についても、規制緩和の推進により、競争的環境を整備するとともに、利用者の選択メニューを増やし、事業者の創意工夫をできるかぎり生かす観点から多様な割引制度の導入等を促進する。

②部品・設備の規格化・標準化を促進する。

③水道及び下水道の指定工事店の指定基準の明確化・合理化及び指定に当たって地域独占的とならない運用の徹底を図ることが必要である。

④水道事業の広域化を推進しようとする自治体については、国としてこれを支援する。

## 6 その他

### (1) 住宅内の給水装置に係る資材・設備・工事

#### (3) その他

①衛生陶器の日米価格比較では、販売までの段階で日本の価格が概ね二倍となっている。

②住宅の給水装置に係る資材・設備・工事については、資材・設備の制限的な流通・調達

（注）内外価格差の現状の数値は、住宅、食事者による要因や水道及び下水道の工事事業者の指定制度の存在、資材・設備の輸入に際し、日本水道協会、JIS等で定めた基準に適合させるための認証コスト等の規制

内外価格差問題は、現在の我が国経済が直面する構造問題の現れであり、その解決は一刻の猶予も許されない課題であって、政府全体で取り組むことが必要である。

このためには、内外価格差調査、要因分析、効果検証のメカニズムを確立、実行していくことが必要であり、特に上記の分野については具体的な対応策を強力に実行していくことが重要である。

また、内外価格差調査、要因分析の結果を踏まえ、関係審議会等において是正・縮小策の一層の総合的検討が望まれる。同時に、内外価格差のは正・縮小は、経済構造改革に資するものであるとともに、雇用問題と一体的に取り組むことが適当であるため、「産業構造転換・雇用対策本部」での具体的な実行を期待する。

他方、産業界、消費者においても、内外価格差が自らの行動からも生じている面があることを認識し、その是正・縮小を自らの問題として取り組んでいくことが期待される。

「停滞」は最大の敵である。上記の政策をいかに速やかに実行できるかが、内外価格差問題の解決の最大の決め手であることを認識すべきである。

## 社会新報 ブックレット

各600円(税込)  
A5判64頁

「安全」は21世紀のキーワード  
北京につづく  
吉峯啓晴(弁護士)  
久保田真苗・大脇雅子参議院議員  
P.L.(製造物責任)法の生かし方  
吉峯啓晴(弁護士)

ブックレットメンバー  
1冊1万円(22冊分を送料無料でお送りします)

日本社会党機関紙局  
東京都千代田区永田町1-8-1  
TEL (352) 7515 FAX (358) 3528

## 社会新報ブックレット

各600円(税込)

## 北京につづく

95年国連世界女性会議へ向けて  
久保田真苗・大脇雅子参議院議員

## 「安全」は21世紀のキーワード

P.L.(製造物責任)法の生かし方  
吉峯啓晴(弁護士)

◆なかよくケンカしない・臨時障害者教育審議会設置法案をめざして=堀利和

◆ AIDSと闘うための18の方法=森下紀彦ほか

■既刊・好評発売中■

◆まーかいがウチナー=上原康助・照屋林賢・大田昌秀◆お坊さんも外国人労働者も=小畠精武ほか◆環境保全型農業へ=辻和彦・唯是康彦ほか◆あたりまえだよ男の子育て=鈴木政俊・圭子◆環日本海の将来=環日本海フーラム◆転換を迫られる北方四島への視点=金丸知好◆写真紀行・ウェットランド=島田興生(カラ一、700円)◆カンボジアPKO体験記=柳原滋雄◆社会あるい社会的なるものの行方=吉本隆明◆政策提案型市民運動のすすめ=須田春海◆会社本位主義を変える=奥村宏・鷲尾悦也◆いま、社会民主主義を選ぶ=熊沢誠◆二風谷にアイヌとして生きる=室野茂◆リコベルタ・メンチュー=上野清士◆夫婦別姓=福島瑞穂・千葉景子◆アメリカのN.P.O制度=岡部一明◆ミッテランとロカルル=成沢宗男◆連立時代の社会党の選択=高野孟・安東仁兵衛◆知事が語るニッポン分権=横路孝弘・橋本大二郎◆政権への挑戦=社会党「93年宣言」作成委・筒井信隆◆これまでの社会民主主義、これから社会民主主義=住沢博紀◆金竹小の金と権力=伊藤博敏◆創憲=山花貞夫・山口二郎・高木郁朗

### 「社会新報」ブックレットメンバーへのお説明!

入会 金●1口1万円。ブックレット計22冊お送りします。  
申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。  
入会申し込み書をお送りします。郵便振替(東京4-3203)での申し込みも可。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

Tel 100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

# 資料



一九九五・三・八



## 当面する政治改革の課題

### と取り組みについて

#### 社会党政治改革推進プロジェクト

当プロジェクトとして、以下の課題に取り組むこととする。

#### I 当面する政策課題

##### 1 政治参加拡大策

- (1) 在外邦人の選挙権問題
- (2) 在日外国人の選挙権問題
- (3) 身体障害者等の選挙参加拡大策問題
- (4) 一八歳選挙権問題
- (5) 国民・住民諮詢投票制度問題
- (6) 政治資金の浄化、透明性拡大策
- (7) 政治資金收支報告書等の複写問題

##### 2 参議院改革の推進

- (1) 議員証言法問題
- (2) 政治倫理審査会問題
- (3) 請願権、その他

#### II 今国会において特に重点的に取り組むべき課題

- 本問題は昨年の臨時国会冒頭における政治改革関連四法（抜本改革に付随する法人格付与・連座強化等の四法）を与党内で決するにあたり、臨時国会中に結論を得るとされ、実施については確認されたものの実務的な問題について制度改革をも踏まえ推移を

- (1) 地方選挙改革  
① 首長多選禁止問題  
② 直接請求制度改革  
③ 地方選挙改革問題、その他
- (2) 企業・団体献金の禁止問題  
政党助成制度の改善問題

見る、とされた。

また、本年二月二十四日には最高裁において、「機関委任事務で

あり」、「自治大臣からの明示の指示」があるとの理由で大阪高

裁判決を破棄する判決が示された。

従つて、実現を求めてきた社会党としては、その実現のための実務的検討の進捗を促すとともに、場合によっては経過措置としての写真撮影等についても検討を図る。

## 2 在外邦人の選挙権

本問題は政策的論点より、選挙実務、実施上の問題が議論となつてきた。既に衆議院委員会派遣調査団による海外公聴会の開催などの取り組みが行われてきた経過に鑑み、自治省・外務省の論点等を整理し、与党内の合意形成を図りつつ、閣法あるいは議員立法として法案提出をめざす。

## 3 在日外国人の地方選挙における選挙権

社会党は長らく運動方針において在日外国人に対する地方参政権付与を確認し、また昨年の当プロジェクトでも課題として掲げてきた。

また、その隘路とされてきた憲法解釈問題については本年二月二八日に最高裁が「憲法上禁止されているものではない」「専ら国の立法政策にかかる事柄」という解釈を示した。

さらに、国際的にもEUも相互的に付与する方向にあるなど機運が高まりつつある。

従つて、選挙権問題については立法政策的な問題としての議論が可能となつており、在外邦人の選挙権問題と並行して結論を出すことをめざす。

なお、被選挙権問題については今後さらに検討を進める。

4 首長の多選禁止問題については、その趣旨と実態を踏まえつつ、法的問題について前向き、積極的に検討を進める。

5 以上の課題とともに、一八歳選挙権問題、政党助成法改善問題等について、各党間の議論を進める。

## III 今後の当プロジェクトの活動の進め方

1 (1) 報告書複写問題、(2) 在外邦人選挙権問題、(3) 在日外国人地方選挙権問題ーについては、ただちに与党内における議論・検討に入るべく、与党政治改革協議会の開催を図り、今国会中に成案を得ることを追求する。なお、複写問題は臨時国会における結論を踏まえて対応する。

2 首長多選禁止問題については、プロジェクトとして検討を進めつつ、併せて与党内での検討を追求する。

また、国会改革問題については議院運営委員会等における議論を要請する。

3 政治資金規正強化、政党助成改善等については、与党内の議論と合意形成を追求する。

4 党として、国民の政治参加拡大のための総合政策について、早期に取りまとめを図るとともに、関連する党の党员制度上の運用問題についても検討を促す。



## 今国会における政治改革の 推進について（社会党からの提起）

### 社会党政治改革推進プロジェクト

\*「公職選挙法」一部改正案

- (2) 八四年の政府提出法案について、以下の点を中心に改良する。  
①対象として永住者も含める。  
②投票方法は、郵便投票と在外公館への持込み投票の併用を軸に検討する。

#### (3) 改正条項

1

##### 政治資金収支報告書等の謄写問題

- (1) 次のいずれかの方法に基づき、現行の「閲覧」に加え、「謄写」を認める。

- ①「謄写」を加え、一定の経過期間後に施行する方法。  
②「謄写」を加え、経過措置として写真機等による撮影を解禁し、かつ、「複写」を含めた謄写全般については一定の経過期間後に施行する方法。

- (2) 「謄写」の対象として、次のものを検討する。

- ①政党助成法に基づく政党の収支報告等  
②政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告等  
③その他について検討

#### (3) 改正条項

- \*「政党助成法」第三二条の四、五関係

- \*「政治資金規正法」第二〇条の二の二関係

- \*「公職選挙法」第一九二条の四関係

- \*「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律」第五条の二関係

2

##### 在外邦人の選挙権問題

- (1) 在外邦人に衆議院総選挙・参議院通常選挙の投票機会を保障す

##### 在日外国人の地方選挙における選挙権問題

- (1) 一定の条件を満たす在日外国人に地方選挙における選挙権を認める。

- (2) 選挙権を認める「一定の条件」等については、関係団体等の意見等を踏まえ定める。  
(3) なお、被選挙権問題については、法的検討が多岐にわたること等に鑑み、今後さらに検討を進める。

#### (4) 改正条項

- \*「地方自治法」第一八条他関係

- \*「公職選挙法」第九条関係

- \*その他、関連諸法

#### (3) 改正条項

- \*「政党助成法」第三二条の四、五関係

- \*「政治資金規正法」第二〇条の二の二関係

- \*「公職選挙法」第一九二条の四関係

- \*「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律」第五条の二関係

4

##### 首長の多選禁止問題

- (1) 法的問題等について積極的に検討を進める。

#### (1) 政治助成法の改善について

- (1) 政治改革の趣旨に逆行する資金調達等を是正するため、政党助成における前年収入実績要件について撤廃する。

#### (2) 改正条項

- \*「政党助成法」第五条、九条、他関係

# 阪神・淡路地域の復興対策

## に関する第二次報告

与党阪神・淡路大震災対策本部  
災害復興プロジェクト・チーム

の対象にし、更に、二次災害防止の観点等から崩壊の危険がある宅地についても対策事業の適用条件の緩和を行い、積極的実施に努める。

### 2 雇用の安定確保

(1) 被災により事業活動の縮小を余儀なくされて、休業を行なが  
ら従業員の雇用維持を図る事業主に対し、賃金等の一部を助成す  
る雇用調整助成金制度の暫定措置について四月一日以後も継続す  
べきである。

(2) 被災事業の再開に伴い、従前の雇用関係を維持し、新たな雇用  
機会を確保しようとする事業主に対し、支援・助成する対策を実  
施する。

(3) 更に、雇用の安定確保のため、実情に応じたきめ細かい対策を  
適時適切に講じる。

### 3 災害廃棄物の処理

(1) 被災地域において集中して事業活動を行っている等の企業につ  
いては、企業規模にかかわらず、その事業所のがれきの運搬・処  
理費用を国庫補助の対象とする。

(2) 危険な建築物の解体については、その実情に応じ適切な処理を  
講ずべき諸課題について、次のとおり第二次報告をする。

### 記

#### 1 安全な宅地の確保と二次災害の防止

今回の震災により、擁壁の崩壊など宅地として危険な箇所が多数  
生じている。これに対し、危険箇所の調査を進めるとともに、私道  
に倒壊するなど廃棄物となつた擁壁については災害廃棄物処理事業

(3) がれき処理場については、今後更に処分量が増大すると見込ま  
れるので、処理場の増設、処理能力の増強を図るとともに、処理  
場への運搬作業の促進を図るために、引き続き処理場へのアクセス  
道路及びその混雑緩和に資する迂回路等の整備の促進を図る。

#### 4 物価及び賃貸住宅家賃

被災地域及び近隣地域の物価及び賃貸住宅家賃について、引き続

き動向を監視し、適時適切な措置をとる。

## 5 民間医療施設

被災地における医療機能の早急な復元を図るため、民間医療施設の復旧に対する支援措置を促進する。

## 6 民間港湾施設

神戸港の取扱貨物量の四割弱を占める民間港湾施設の重要性に鑑み、民間港湾施設及び海岸保全施設の復旧に対する支援措置の推進を図る。

## 7 被災者の自立支援

地域内に潰滅的な被害を受けた被災所帯の早急な生活再建を図るため、被災弔慰金法に基づく災害援護資金貸付制度等の運用の見直しを図る。

## 8 私立学校の災害復旧

私立学校の災害復旧事業が円滑かつ迅速に実施できるよう予算措置を講じる。

## 9 復旧・復興工事の入札・契約手続

阪神・淡路大震災に係る復旧・復興工事の入札・契約手続について、平成六年一月の「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」に則り大規模なものについては一般競争入札方式によることとなるが、そのうち特に緊急を要する工事については、行動計画の定めるところにより、透明性に配慮し、指名競争入札又は随意契約を活用して、被災地の復旧・復興に万全を期すべきである。

以上、当面、緊急に対策を講ずべき諸問題について、第二次報告をとりまとめたが、被災後二ヶ月を経て、今後、本格的な復興に向かい更に強力な取り組みが求められる。本プロジェクトチームとしては、状況の進展に対応しつつ、逐次具体的な検討を進め、更に対策を講じて行きたい。

座長 村岡 兼造  
幹事 松本 龍一 谷 洋一 渡海 紀三朗  
甘利 明 玄葉 光一郎 小泉 晨一  
高見 裕一 土肥 隆一 若林 正俊  
上野 雄文 清水 達雄 本岡 昭次

一九九五・三・二〇

## 介護休業法制定のための

## 育児休業法改正案について

※※※※※※※※※  
一九九五・三・二〇  
※※※※※※※※

衆 参 兩 院 議 員  
都道府県本部政策責任者 各位

日本社会党政策審議会

会長 関山 信之

日本社会党労働部会  
部会長 永井 孝信

連日のご活躍に敬意を表します。

さて、標記法案の国会審議入りが近づくにつれ、その内容や立案経過などについての問合わせが多くなっています。そこで以下、主要な点についてご説明することにしました。

今後のご活動に活用されるよう期待します。

## 1 法制化は社会党の粘り強い努力の成果

今回の介護休業の法制化は、介護休業制度の普及率が一六・二%と低い（育児休業の法制化の際は一九・二%だった）

中で、社会党が、新旧の連立政権を通じ一貫して、政府の責任者（細川内閣の永井労働政務次官、村山内閣の浜本労働大臣）として、またその政権の与党の有力な一員として、政府予算案編成作業などの中で他党や政府・労働省に積極的に働きかけてきた結果です。

政府は二月八日、介護休業法制化のための育児休業法改正案を国会に提出し、懸案の介護休業法制化がいよいよ実現の運びとなりました。これは数年来の社会党の粘り強い努力の成果です。

法案では、配偶者、父母、子、配偶者の父母や特別な事情のある祖父母などが常時介護を必要とするようになった場合に、対象家族一人につき一回、連続する二か月間の休業または勤務時間短縮などの措置が最低限保障されるほか、それ以上の期間についても、介護休業や勤務時間短縮などの措置を講じることが事業主の努力義務とされています。

一般職の国家公務員については、三か月の「介護休暇」を認める一般職勤務時間休暇法がすでに昨年九月から施行されており、非現業の地方公務員などについても「国家公務員準拠」などの観点から昨年八月に発出された自治省の通知（準則）などを踏まえ、各自治体において条例の整備等が進められています。今回の法案では、民間労働者だけでなく、国の現業職員や自治体の職員についても法的措置が講じられていますので、これにより男女官民全労働者について介護休業・休暇が法的に保障されることになるわけです。特に、労働組合が組織さ

構成による検討会議における検討などを経て「介護休業ガイドライン」（休業期間は最低限三か月、対象家族は配偶者、父母、子及び配偶者の父母――など）が策定されて以来、これに基づいて労働省による介護休業制度の普及促進のための行政指導が進められてきました。その後わずか二年余り、労働団体も協約化の取組みを進めてきたものの、普及率はなお一六・三%にとどまっている中で、今回、その法制化にこぎつけたわけです。育児休業の場合は、事情はもちろん違いますが、その普及のための行政指導の期間ははるかに長く、普及率も一九・二%の段階で法制化が実現したのと比べれば、その成果ぶりは理解して頂けると思います。

育児休業の場合には、一九八九年の参議院選挙で実現した与野党逆转状況を踏まえ、当時野党であった社会、公明、民社、社民連の四党と連合参議院などの固い結束により、自民党との話し合いを通じて実現しました。今回の介護休業の場合は、社会党が、細川内閣及び村山内閣の新旧連立政権を通じ一貫して、（細川内閣の永井）労働政務次官や（村山内閣の浜本）労働大臣として行政当局に法制化の積極的検討を求める、またその政権の与党の有力な一員として、「介護休業制度の法制化」を新旧連立与党の予算編成大綱に盛り込むよう主張し、その同意を得るなど、他党や政府・労働省に積極的に働きかけてきた結果です。

れていない、圧倒的多くの中小零細企業の労働者にとっては、待ち望んだ朗報と言えましょう。

## 2 立案過程での連合からの要請と社会党の対応

連合の要請を受けて、対象家族の範囲について祖父母及び兄弟姉妹に拡大する道を開くなど、社会党が「与党」としてこの法案に責任がもてるよう、法案内容を従来の行政指導の基準の内容を上回るものに、言わば「事前修正」しました。

介護休業法制化問題については、上記のような社会党の努力を背景に、昨年秋以来、公労使三者構成による婦人少年問題審議会において検討が行なわれていましたが、審議会としての意見（建議）の原案として昨年一月二八日に「公益委員たたき台」が労使各側委員に提示されました。連合は、これには不満であるとして、社会党（労働部会）に対しても、何点かの意見の表明と要望がありましたが、特に次の二点について何とかしてほしいということでした。

- ① 介護休業の対象となる家族の範囲については、同居・扶養等の条件を付けてもいいから、祖父母及び兄弟姉妹に拡大できないか。
- ② 休業の回数については、一般職の国家公務員の介護休暇の場合などを考慮して「一要介護状態又は一傷病につき一回」にできないか。

社会党（労働部会）は、この要請を受けて、労働省当局に対し、これらの連合の要望について十分検討することを求め、特に対象家族の

範囲については、原案のままで、「与党として」責任が持てない旨強く指摘しました。  
その結果、二月一六日の婦少審建議（部会報告）に盛り込むことはできませんでしたが、一月一一日に婦少審に諮問された法案要綱の段階では、それぞれ次のように前進をみるとことができました。特に、対象家族の範囲が、これまでの行政指導の基準である「ガイドライン」よりも広げられたことは、言わば「法案の事前修正」であり、「与党社会党」の大きな成果と言えます。

① 対象家族の範囲については、連合要望に沿って、省令委任事項として、同居・扶養等を条件に祖父母及び兄弟姉妹に拡大する道を開く。

② 休業の回数等については、民間労働者を対象に最低限の権利を、労働者が意思表示さえすれば認められる「形成権」という強い形で保障しようという今回の法案では、任命権者による承認制のもとにある一般職国家公務員の場合とは事情が違うため、それと同じような扱いはできないが、(ア)休業の申出撤回後の再申出を認めること（育児休業の場合は再申出ができない）とともに、(イ)要介護者が要介護状態でなくなった場合の休業の当然終了に関する規定については育児休業の場合よりも弾力的な扱いをすることにより「労使合意による中断（一時復職）」が可能となるようになります。

その他、法案の内容については、別添の資料「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案要綱（骨子）」を見て頂きたいと思いますが、いよいよ国会審議が始まろうとしている今日、この法案の内容のうち、特に「休業の期間」と「施行期日」が論議の焦点としてクローズ・アップされてきていますので、以下、これらの問題について、立法の経過や背景事情、われわれの考え方をご説明しておきたいと思

います。

### 3 介護休業等の期間について

#### 《介護（休業）問題についての基本的考え方》

欧洲諸国の場合には、老親・高齢者介護問題には介護施設や在宅介護サービスなどの社会サービスの整備で対処しており、「介護休業」を法制化している国は、見当たりません。しかし、日本では、社会サービスの体制が未整備なため、働き続ける意思を持ちながらも老親介護のため退職を余儀なくされる労働者（そのほとんどが女性）が少くないのが実情です。このため、「新ゴールドプラン」の推進等社会サービスの整備を急ぎつつも、当面の対応策として、「最低三か月」の介護休業を保障し、それ以上については、個々の労働者の事情に応じて休業を認めることを事業主の努力義務とする必要があるわけです。

実は、欧洲諸国の場合には、老親・高齢者介護問題には介護施設や在宅介護サービスなどの社会サービスの整備で対処しており、休業期間が「三か月」を超えるような長期にわたる「介護休業」を法制化している国は、見当たりません。（「毎年」数日）二週間程度の、子や配偶者が病気になつた場合の「看護休暇」については、逆に、ほとんどどの国で制度化されています。）

社会党もこれまで、女性の社会進出と核家族化、少子化の中で迎える高齢社会への対応策として、老親・高齢者介護問題については基本的に社会サービスの整備拡充で対処すべきであると主張し、「要介

護者の人間性・主体性を尊重した自立援助の責任が国にあることを明確にし、とりわけ食事、衣類の着脱、入浴など日常の基礎的な生活動作にさえ介護を必要とする人々の介護（重介護）保障をナショナル・ミニマムとして位置付けた「重介護保障政策大綱」（一九九〇年二月七日、土井委員長が記者発表）や「高齢者ケア集中整備七か年計画」実施のための特別立法（一九九二年七月一三日、田辺委員長が記者発表）などを提案してきましたし、また、厚生部会等が中心となって、一九九〇年六月の老人福祉法等八法改正を踏まえ、市町村及び都道府県による「老人保健福祉計画」の策定・実施への支援協力や「新ゴールドプラン」の策定推進に努力してきました。

しかし、現実的には、社会サービスの体制が未整備なため、働き続ける意思を持ちながらも老親介護のため退職を余儀なくされる労働者（そのほとんどが女性）が少なくありません。このため、われわれは、当面の対応策（経過的措置）として、家族介護の緊急必要度や企業の要員管理上の負担などを考慮して「最低三か月」の介護休業（「拡大看護休暇」）を保障し、それ以上については、個々の労働者の事情に応じて休業を認めることを事業主の努力義務とすることを主張してきました。（詳しくは、政策審議会『政策資料』一九九三年一二月号収録の「家族看護・介護休業法制化問題に関する基本的考え方』を参照して下さい。資料も豊富に付されています。）

#### 《今回の法制化の「前提的条件」》

今回の法制化は、基本的には、二年余り前からの介護休業制度普及促進のための行政指導の基準とされている「ガイドライン」の内容を法律にして企業に強制しようというものですが、「ガイドライン」の休業期間が「三か月」となつておらず、かつ、使用者団体は、そもそも法制化そのものに反対で、ま

してこれを「一年」とすることなど論外という立場だったと  
いう中で法制化にこぎつけたというのが実情ですから、「三  
か月」は動かせません。

しかし他方、労働者が介護休業をするに当たっては、同居  
や扶養を要件としないこととされましたので、これを活用し、  
共働きの夫婦やその兄弟姉妹などで交代で休業すれば、「一  
年間」の老親介護も可能です。

さて、保障されるべき介護休業の期間をどのように考えるかについ  
ては、いろいろな議論のあるところでしょうが、今回の法制化につい  
て現実的に考えてみた場合には、「三か月」とすること以外にはほと  
んど考えられません。

上述のように、行政指導の「ガイドライン」が「三か月」となって  
おり、これに基づく行政指導を始めてわずか二年余りで、しかも普及  
率一六・三%という状況で、介護休業を法制化し、社会的に強制しよ  
うというのですから、「三か月」以上とすることは無理な話です。実  
際、法制化について審議検討した審議会でも、休業期間をどうするか  
どころか、使用者団体はむしろ法制化そのものに反対であり、まして  
これを「一年」とすることなど論外という立場だったというのが、実  
情です。

特に中小企業の場合は、昨今の経済状勢の中で、ことし四月一日か  
らはいよいよ育児休業制度が全面的に適用され（一九九一年制定の現  
行育児休業法）、法定労働時間についても昨年四月以来四四時間制が  
適用されている事業場でも二年後の一九九七年四月からはいよいよ四  
〇時間制が適用されることになっており（一九九三年改正の労働基準  
法）、さらに、三年後の一九九八年四月からは六〇歳未満定年制が禁  
止される（昨年改正の高齢者雇用安定法）など、雇用管理上の社会的

強制のスケジュールがすでに決まっていることも、全く考慮しないわ  
けにはいきません。

今回の法案では、「最低三か月」が保障されるだけでなく、それ以  
上については、事業主の努力義務とされているのですから、個々の企  
業・事業所において個々の労働者の事情に十分な配慮がなされるよう  
労使間で協議がなされることが期待されますし、また、行政指導を求  
めることもできます。

また、いわゆる「寝たきり」や痴呆症の老親の介護などの場合は、  
要介護期間は「三か月」や「一年」どころか五年や一〇年も少なくない  
など長いものですが、長期間一人で家族の介護に当たる場合の物理  
的精神的負担が大きいことも社会的な問題となっている（――このため  
「家族介護」には限界があり、「社会介護」、社会的な介護サービ  
スの整備が強く求められているわけですが、男女ともに働き続けられ  
るようにするには、「三か月」ないしは「一年」の休業が認められた  
としても、結局は社会サービスに頼らざるを得なくなる場合が多い――  
）ことにも、今回の法案では配慮されています。つまり、労働  
者が介護休業をするに当たっては、同居や扶養を要件としないことと  
されていますので、夫婦や兄弟姉妹などで交代で休業すれば「一年  
間」の老親介護も可能なのです。

いずれにしても、「三か月」というのは、今回の法制化の前提的条  
件であり、（個々の企業、個別の労働協約において介護休業等の期間  
がどのように決められるかは別として）一律最低保障の社会的強制の  
あり方としては、少なくとも現在の時点ではギリギリのコンセンサス  
(社会的合意)なのですから、まずはこれで介護休業法制度をスター  
トさせ、活用する、そして法施行の一定期間後には、施設サービスや  
在宅サービスなど社会的介護サービスの整備の進展状況なども考え方  
をきであると、われわれは考えています。

#### 4 介護休業制度の施行期日について

法律施行上は、中小企業等への配慮も必要です。

大企業については先行実施し、中小企業については猶予期間を設ける方式（育児休業法方式）と、企業規模を問わずに一律に実施するが、中小企業等に配慮して相当の「準備期間」を設ける方式（昨年の高齢者雇用安定法改正の方式）とが考えられますが、今回はむしろ連合側の要望に沿う形で高齢者雇用安定法方式が採用された結果、施行期日は、今から四年後の一九九九年〔平成二一年〕四月一日になったもので

す。

介護休業制度の施行期日が四年後（一九九九年〔平成二一年〕四月）では遅いのではないか、というご感想をお持ちの向きもあるうかと思いますが、これはむしろ、連合が「実よりも名をとった」ことがあります。

法律を施行するに当たっては、中小企業等のこの法律の要請に直ちに応えることが難しい企業・事業所に配慮することも必要です。その場合の対処の仕方として考えられるのは、育児休業法のような方式と、六〇歳未満定年制を禁止することとした高齢者雇用安定法改正のような方式です。

一九九一年五月に成立した育児休業法の場合は、法案提出時の約一年後である一九九二年四月一日に施行するが、一定の「中小企業」については三年間の「適用猶予期間」を設けて一九九五年四月一日から適用することとされています。

昨年六月に成立した改正高齢者雇用安定法の場合は、連合（労働側

委員）の強い要望を受け入れて、大企業と中小企業を別扱いしないことになりましたが、実際には中小企業等に対する配慮が必要であるため、「中小・零細企業」という文言は用いないものの、「六〇歳定年制の導入について、現に遅れが見られ、その対応が困難な企業もあり、そのような企業については、六〇歳定年制への円滑な移行に向けた準備のための期間を必要とする」（一九九三年〔平成五年〕一二月二三日の雇用審議会答申第二三号）というように、「対応困難企業」についても円滑に実施できるよう、大小を問わず一律に約四年間の「準備期間」を設けた上で、法案提出時の約四年後である一九九八年一月一日から一律に施行することとされています。

今回、介護休業制度を法制化するに当たり、その施行期日については、われわれは、育児休業法の場合のように「一九九六年四月施行。一定の中小企業については三年間適用猶予」とすることが順当であり、かつ、労働側にとって有利であると考えていました。しかし、連合内部に大企業と中小企業を別扱いすることに異論があると聞き及びましたので、連合側に対し、「連合が高齢者雇用安定法改正の場合のように、『大小無差別』を最優先するというのなら、社会党としてもそれを尊重する。しかし、その場合の施行期日は、高齢者雇用安定法改正の場合のように、『大企業に対する実施時期を中小企業に対する実施時期に合わせ、全体として遅らせる』ことにならざるを得ない。どちらにするかは、連合内部で十分論議検討して決め、審議会段階で決着してほしい。」旨伝え、労働省に対しても、連合の検討結果を尊重してほしいと要請しました。

その結果、婦人少年問題審議会の建議では、「上記の内容に関する法律の適用時期については、介護休業制度の現時点での普及率を考慮すると、各事業所において介護休業制度を円滑に導入するための準備期間を三年間程度とする必要があり、当該期間内においてなるべく早期に制度の確立が図られるよう支援措置を含め、指導援助を行うことが必

要である」とされました。

つまり、連合の意見を踏まえて、高齢者雇用安定法方式が採用されたわけですので、この間の事情について、ぜひともご理解頂きたいと思います。

## 5 今後に残された課題について

今回の法制化により、中小企業に働く女性労働者を中心に、かなりの労働者が働き続けられるようになります。

「新ゴールドプラン」の着実な推進を図る一方、今回の法律を活用しつつ、これらの課題に引き続き取り組んでいくことにしています。本人の病気休暇を含む家族看護休暇の法制化などの課題に取り組んでいく必要があります。

一九九五・三・二四（衆議院本会議）

## 改正案に関する代表質問

永井孝信

私は、自由民主党、新党さきがけのご了解をいただいて、日本社会党・護憲民主連合を代表して、ただいま議題となりました「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案」につきまして、内閣総理大臣並びに関係大臣に質問いたします。

労働省の調査では、介護休業制度のある事業所は一六・三%、適用労働者では二九・二%、その利用期間は約八割が三か月未満。大企業など最長一年の制度下の労働者では三か月末満が五割強、六か月未満では九割となっています。また、一九九二年〔平成四年〕の就業構造基本調査によれば、「家族の介護・看護のため」に離職した者は八万人余りで、離職者の三・五%（四〇～五九歳層では七・九%）を占め、その九割が女性です。

中小零細企業では、労働組合の組織率は極めて低く、労使交渉で介護休業制度を実現するのは極めて難しいのが実態です。今回の法制化により、これらの中小零細企業に働く女性労働者を中心に、かなりの労働者が働き続けられるようになることが期待されます。

なお、介護休業期間中の所得保障措置、本人の病気休暇を含む家族治療」をうたう村山内閣にふさわしい法案と思うわけであります。

看護休暇の法制化などの課題が今後に残されています。社会党としては、「新ゴールドプラン」の着実な推進を図る一方、今回の法律を活用しつつ、これらの課題に引き続き取り組んでいくこととしています。（なお、この問題については、『社会新報』二月一七日号〔主張〕及び三月一七日号〔永井労働部会長インタビュー〕をご参照下さい）

をナショナル・ミニマムとして位置付け推進しようとしているのであります

本法案の内容に入る前にまず、介護問題に対処する基本的考え方について、伺っておきたいと思います。

高齢者介護の問題は、実に切実であり、深刻です。民間グループの調査によれば、いわゆる「寝たきり」や痴呆症老人を介護している家族が、その疲労や終わるメドのないつらさに耐えかねて、お年寄りを虐待するケースが急増していると指摘されています。なかには、殺人事件に発展した事例もあり、なんとも痛ましい限りです。これは、公的な介護サービスが整っていないわが国の貧しさを象徴するものといわねばなりません。

しかも、わが国は今後とも急速に超高齢化社会に移行しようとしており、西暦二〇二五年には世界一の高齢社会が到来すると見込まれています。昨年九月、社会保障制度審議会が「社会保障将来像委員会第二次報告」を発表しました。その報告は、家族形態の多様化、小規模化、共働き世帯の増加などにより、家庭内の役割分担や老親扶養に対する考え方も変化してきており、家庭での介護や育児の力が弱まり、社会保障制度に対する期待が高まっていることを指摘しています。

今日、高齢者介護政策の基本方向としては、高齢者が「家族介護」に依存せずに、自立した生活を送ることができるような「社会介護」の確立、言い替えれば、「家族介護から社会介護への転換」が求められているのであります。また、そうであればこそ、私どもも先般「高齢化社会にむけた税制の抜本改革との関連で「高齢者保健福祉推進十年計画」を大幅に見直し、上積みして、「新ゴーランドプラン」の策定を求め、実現をみたのであります。

そこで、福祉問題に造詣の深い総理、並びに、厚生大臣にお尋ねします。「社会保障将来像委員会第一次報告」をどのように受け止めておられるのか。介護問題についての基本的見解はどうか。また、「新ゴーランドプラン」をどのように位置付けているのか。私どもは、これ

次に、本法案の内容につき、焦点となっている事項について、いくつか質問いたします。

その一つは、介護休業の期間について、であります。  
老親介護、つまり高齢者介護は、基本的に社会サービスによるべきであって、その子どもに就労を断念させてまで責任を負わせるべきではありません。しかし、現実的には日本では社会サービスが立ち遅れています。そのため、私的に解決せざるをえない場合が多く、働き続ける意思を持ちながらも、介護のために、退職を余儀なくされる労働者が少なくないのが実情です。しかもその大半は女性です。

このため、社会党はこれまで、「新ゴーランドプラン」の推進など社会サービスの整備を急ぎつつも、当面の対応策として、「最低三か月」の介護休業を保障し、それ以上は個々の労働者の実情に応じて休業を認めるなどを事業主の努力義務とすることを主張してきました。

政府案では「連続する三ヶ月」となっていますが、「三ヶ月」とすると、それより長い休業期間を定めた既存の労働協約にも悪影響を与えるのではないか、と心配する声もあります。そこで、どのような考え方に基づいて、「三ヶ月」という期間を設定したのか、また、これらの心配の声にはどうお答えになるか、労働大臣のご見解を伺います。  
さて、この問題については、対案を出された新進党にもお尋ねします。

新進党が提出された法案では、休業期間が「一年」となっています。休業する側から言えば、選択の幅が広がるわけで、長ければ長い方がよいのは当然です。他方、特に中小企業等にとっては、「最低三ヶ月」というのは、労働者が申し出れば拒否できなくなるわけですから、その場合の代替要員の確保等、雇用管理上の負担が加わることは事実

です。「一年」とすれば、なおさらです。

そこで、一律最低保障の社会的強制としては、「最低三か月」というのが、少なくとも現在の時点ではギリギリのコンセンサスではないでしょうか。しかも、労働省の調査によつても、かなりの労働者が、この制度によつて救われることは明らかです。この点について、新進党のご見解を伺いたいと思います。

その二つは、介護休業制度の施行時期について、であります。

政府案では、施行時期が、今から四年後の平成一一年四月となつてゐます。これに対し、法制定後、企業規模を問わず早期に施行してほしいとの要望があり、その気持ちについては私どもも十分理解しています。しかし、他方、雇用管理上の負担を負わせられることになる中小企業への配慮も必要です。

この問題を考える上で、昨年の国会で成立した高齢者雇用安定法の改正の場合が参考になります。六〇歳未満の定年を禁止するなどを内容とした同法案では、大企業と中小企業を区別せず、一律に三年間の準備期間を設けた上で施行されることとなつています。普及率が八割の状況での措置であります。残念ながら介護休業の普及率は一六・三%と低く、特に中小企業には、ほとんど普及していないのが現状なのであります。今回の法案にも、同様に三年間の準備期間が設けられているのは、やむを得ないのでしょうか。

そのような現実的な政策判断があつたればこそ、私どもも新進党の皆さんも、当時、四年後施行の「高齢者雇用安定法の改正案」に賛成したのではないかでしようか。新進党の皆さん、今回、あえて中小企業を含め来年直ちに施行するとしているのは、一体いかなるお考えか、お聞かせください。

第三に、休業中の所得保障について、伺います。

第三に、休業中の所得保障について、伺います。  
休業制度が実施される際には、育児休業の場合の育児休業給付と同様の給付が行われるようにすべきであると考えるのであります。総理大臣並びに労働大臣のご見解をお聞かせ下さい。

第四に、「看護休暇」について、お尋ねします。

わが国では、介護と看護を区別せず使用しているため、いろいろ誤解が生まれやすくなっていますが、今回法制化しようとしているのは介護休業制度で、むしろILO一六四五勧告やECの「親休暇及び家族休暇に関する指令案」にある「家族看護休暇」については、ふれられていません。

私どもは、配偶者や子どもの突然の事故や病気のための休暇である家族看護休暇制度については、本人の病気休暇と合わせてこれから課題として残されていると考えております。そこで、この点について、政府は今後どのように対処しようとしているのか、労働大臣にお尋ねします。

さて、政府案でも、四年後にはどの中小企業にもこの法律を受け入

れていただかなければなりませんが、それまでの間、何もしなくてもよいというわけではありません。現に、自主的にこの制度を導入している企業もありますし、雇用する労働者の実情に応じて、法施行以前にも導入を検討して頂きたいし、政府としても、三年後まで放つておらずではなくて、企業に対して、「前だおし実施」に努力するよう積極的に指導、援助する必要があると考えますが、労働大臣のご見解を伺います。

休業制度の積極的な活用について、わが党としても、与党としても全力をあげて取り組む所存ですが、總理、並びに、関係大臣のそれぞれのご決意を伺い、私の質問を終わります。

一九九五・三・二四

## マルチメディア時代の 情報通信の課題と考え方

日本社会党政策審議会  
情報通信政策特別委員会

はじめに

高度情報化社会、マルチメディア社会を如何なる展望をもって築き上げていくのか、また、その実現に向けて、いま何をなすべきなのかー間近に迫った二一世紀の日本の国づくりとして、政治が取り組るべき最大のテーマである。

政府は先に「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」(九五・二

・二)を策定した。これは、政府に対して、到来しつつある高度情報化・マルチメディア時代の長期展望を見通した政策指針づくりの必要性を示してきた社会党の主張が一つ実を結んだものである。したがつて、政府の「基本方針」を大筋で評価しておきたい。

また、九五年度は日本電信電話株式会社(NTT)の「在り方」について検討し、結論を出す年である。我が国の情報通信の主軸を担う企業の「在り方」は、我が国の「在り方」に直接影響を及ぼすもので

あり、次世代の社会の将来像を描き、NTTの位置付けを明確に定めた上で判断すべきものである。

日本社会党政策審議会情報通信政策特別委員会としても、昨年十月四日に発足して以来、国民に責任ある提案を示すべく、これらの課題について各界の識者をまじえた協議を重ね、考察を深めてきたところである。

以下の提起は、技術の進展、マルチメディア、光ファイバ網によるインフラの構築、情報通信のグローバル化など、流動化している今日的状況を踏まえた、マルチメディア時代の情報通信政策に取り組む基本的な視点・考え方と検討すべき課題と施策に関する基本報告である。

### 基本的な視点・考え方

#### 1 生活者重視に政策・施策を転換

これまでの生産・供給サイド優先から、生活者・利用者サイド優先に、政策、行政のすべてを切り替える。当面する少子・高齢化、情報格差、東京・一極集中などの課題に高度情報技術を活用し、生活・福祉の向上、文化の充実、産業の発展に取り組む。この観点から、情報通信の利用機会が、地域、世代、ハンドディキヤップの有無などによって格差が生じることのないよう、サービス展開や使いやすい機器の研究・開発をすすめる。

#### 2 ユニバーサルサービスの確保・充実

高度情報化の進展とともに、個人生活においても、様々な経済活動においても、情報の流通を根幹とする社会システムへと質的変換が進んでいく。情報を持つ者と持たざる者とのアンバランスを生じさせないように、低廉な料金で誰もがアクセスできるユニバーサルサービスの確保と、これを維持するための制度を確立することが必要である。

### 3 地球規模で情報化に貢献

進展する情報通信のグローバル化に対応し、技術の統一規格、国際競争における公正競争の新しいルールづくりと、それとともに国際協調、発展途上国等への支援などを積極的にすすめる。アジア各国への支援に取り組むとともに、地球規模の情報化の進展に貢献していく。

### 4 インフラストラクチャーに官・民の役割分担

光ファイバーなどのインフラの建設、整備にあたっては、民間活力を担い手とすることを原則とし、政府は高度情報化社会の実現に向けて先導的役割と、採算性の期待できない地域、分野に対する税制、財政、金融面からの下支えに徹するという役割分担のもとにすすめる。

### 5 ライフ・ラインの整備・充実

大地震などによる危機発生から、救出・救援を的確・迅速に行うとともに、安否情報、生活情報などに応えられるライフ・ライン確保が求められている。これらに応えうる情報・通信設備の確保と危機管理体制づくりに取り組み、総合的ライフ・ラインの整備・充実をはかってていく。

### 10 NTT分割問題の判断

NTTの「在り方」は、検討が提起された一〇年間、「講ずる措置」が示されてからの五年間の経緯を検証するとともに、著しい情報通信の進展を見通し、高度情報化・マルチメディア時代の新たな役割を展望した上で判断すべきだと考える。とくに、一部の間から、NTT分割を誘導したり、『まず分割ありき』、といった議論が展開されていることに、猛省を促しておきたい。

産業構造の大きな転換に伴う雇用環境、労働態様の変化に対応した施策をすすめるとともに、国際競争の中で国民益を充実していく、高度情報化・マルチメディア時代の国際戦略を明確にしていく必要がある。

### 8 電気通信の規制緩和促進・諸制度の見直し

第一種・第二種電気通信事業者区分等の規制のあり方など、現行の法律・制度では的確を欠く状況が生じている。規制緩和をはじめ、諸制度と運用の抜本的検討を急ぐ時期にある。同時に、高度情報化・マルチメディア時代に対応する諸法律・運用の見直しが強く求められており、検討を急ぐ。

### 9 情報通信行政の再編

次代の経済・社会・生活システムに貢献する高度情報化、マルチメディアを実現していくためには、現在のタテ割行政では、もはや対応力の限界を越えており、大胆な行政機構の改革、情報通信行政の再編が必要である。

## 1 国民、利用者の発想からの高度情報化

### (1) 生活利便の向上と誰もが利用可能なシステムと料金

国民生活に根づいたマルチメディア社会を建設するためには、ハードウェアの面からの取り組みとともに、国民生活の向上に寄与するアプリケーションソフトの開発を車の両輪として取り組んでいかなければならない。そのために、国民・利用者が如何なるサービスを求めているのかを把握し、国民生活の利便性を向上させるサービスの開発と展開を行うことが必要である。

同時に、誰もが利用可能な低廉な料金設定と、操作が容易で、安価なシステムと端末機器の開発及び標準化が急がれる。

また、高齢者、ハンドィーキャップを持つ方々が等しくサービスを享受できることが前提であり、ハンドィキャップを持つ方々が利用しやすい機器開発を行うことも原則である。

### (2) 高度なネットワークを構築し、多彩なサービスを展開

マルチメディア時代には、在宅医療・介護支援システム、遠隔地専門医療、ビジュアル教育システム、行政手続・公共サービスのオンライン化、ホームページ等のサービスが期待される。このような多彩なサービスを実行可能するために、インフラストラクチャーとして高速・広帯域の高度なネットワークを構築し、豊かな国民生活、福祉の増進を実現する。

## 2 基盤構築に向けた政府の役割

### (1) 税財政支援の在り方

政府は、インフラ整備、サービス開発、地域活性化等において競争

### (4) 産業の振興と雇用の安定

通信、放送、CATV、活字メディアに加え家電、娯楽、教育、流

原理では解決しないもの、採算性が期待できないもの、民間活力を喚起するための基礎的・先導的役割が必要なものに対し、民間事業者の下支え役としての取り組みを進めるべきである。

現時点においてはとくに財政措置、政策融資、税制支援を行うべきものとして、以下のものが挙げられる。

①国民・利用者のニーズの調査・研究

②ニーズに基づいた新サービス実用化の前提となる基礎的研究開発

③マルチメディアネットワークを国民生活に普及し、利用の端緒を拓くための公共的アプリケーションの先導的研究開発

④高齢者、ハンドィーキャップを持つ方々が利用しやすいサービス、端末機器の研究開発

⑤過疎地などへのマルチメディアサービス展開

⑥光ファイバ網の整備

⑦耐震、耐災害性設備整備

### (2) 規制緩和＝原則自由・例外規制

公正な競争に基づいた多様なサービス提供を可能にするために、「原則自由・例外規制」の大胆な規制緩和が必要である。例外規制にあたっては、市場競争のみでは公平なサービスの提供が達成できない分野に限った厳格な運用を図る必要がある。

### (3) 法律、制度、行政手続の整備

医療カルテ・処方箋の電子化、行政届出書類の電子化、企業の役員会のテレビ会議化等を法律的に認めるなど、高度情報化社会、マルチメディア時代に対応した法制度の整備を行う。

通、金融などの産業が融合し、新たな事業展開が行われることが予想される。マルチメディア関連産業の振興策とともに、新産業誕生の影で衰退する産業、態様の変化を求められる産業もあり、とくに産業構造の変化、社会経済システム移行の時期における雇用の安定には、細心の注意をはらった政策展開が必要である。

#### (5) 情報通信行政の再編

高度情報化社会、マルチメディア時代を築き上げていくにあたって、このような事態を想像し得なかつた現行のタテ割り行政ではもはや限界を超えており、行政機構の大胆な改革、再編が必要である。

- ①各省庁に分散し、また重複すらしている情報通信政策機能の整理（政策立案機能と規制権限の分離を含む）、統合
- ②政策決定過程の透明性確保
- ③公正競争の監視、国民利益の擁護のために第三者によるレフェリーマー機関の設置

といった視点をもつて検討に着手する。

### 3 情報通信事業の新しい役割

#### (1) 多彩なサービス利用のための相互接続と運用

マルチメディア時代において展開される多彩なサービスを誰もが利用可能とするために、NTT、KDD、NCCなど情報通信事業者は、低廉な料金設定、操作が容易で安価なシステムと端末の開発・改善に取り組むことが必要である。加えて、情報通信インフラや機器の違いを感じることなく、誰もがネットワークを通じて情報、サービスを共ができるように相互接続、相互運用性の確保などに努めるべきである。また、インターネットの発展など情報通信がグローバル化している現状を踏まえ、積極的にその役割を果たしていくべきである。

#### (2) マルチメディア時代に期待されるNTTの役割

情報通信ネットワークがライフラインとなる社会においては、ユニバーサル・サービスの維持、拡充は国民にとって欠くべからざるものとしてますます重要性が高まる。また、情報通信のグローバル化において、我が国の利益を守るリーディングカンパニーが重要な責務を担うことを踏まえ、NTTにはとくに以下の役割を果たすことが期待される。

- ①マルチメディア時代においても引き続きユーバーサルサービスの提供者としての責務
- ②既に全国縦貫の光ファイバ網を完成させており、これをさらに拡充させた高度情報通信ネットワーク構築と利用機会の保証
- ③国民生活を豊かでゆとりあるものにする新技術・サービスの研究開発と、その全国的な展開および世界への貢献

### 4 NTT経営形態の「在り方」を考える際の課題

NTTの「在り方」を考えしていくに当たっては、以下の点を踏まえるべきである。

- ①そもそも経営形態見直しが提起された一〇年前に示された課題と、五年前に講じるべき措置とされた課題が、どのように取り組まれ成果をもたらしているかとの検証に加え、近年の著しい技術開発の進展、マルチメディア、光ファイバ網によるインフラストラクチャーの構築、GII構想を始めとした情報通信のグローバル化など、一〇年前、五年前からは予想もできなかつた情報通信をめぐる情勢、環境の大きな変化を踏まえ、高度情報化社会、マルチメディア時代築いていくために、NTTが果たすべき新たな役割と責任、位置付けを明確にすべきである。

(2) 情報通信の自由化、電電民営化の趣旨にもとづき、行政の「介入」は排すべきである。とくに経営形態など企業そのものの根幹に関する問題は自主性を尊重し、独自の判断に委ねることが原則である。

(3) NTT自身も独占体質と批判される態度を克服していく努力を一層強化すべきである。とくに国民生活の将来に大きな影響を与える企業であることを強く自覚し、可能な限りの情報公開を行い、現状の問題点、将来の展望について国民とともに考え方形成を図る姿勢を行動原則とすべきである。

(4) NTTは、リーディングカンパニーとしての責務を果たすこと

を怠ってはならない。ネットワークのオープン化、料金の適正化、技術開発の成果の公開などを公正・公明に行なうことは、国民の利益のために当然のことである。

(5) 政府が先にとりまとめた特殊法人の改革方針において、「KDDについてはN T Tの在り方について検討を行う中で、その在り方について検討を行う」としている。マルチメディア時代のグローバルな情報通信を展望したKDDの「果たすべき役割」に関して議論を併せて深めていくべきである。

(6) 近々郵政省は、五年前に課せられた「日本電信電話株式会社法附則第二条に基づき講じる措置」の進捗状況について報告するものと思われる。社会党政策審議会情報通信政策特別委員会としても、その報告を検証するとともに、さらに議論を深め、NTTの在り方に關しての責任ある判断を国民に示したい。

## 人権と差別に関するプロジェクトの作業状況に関する中間報告

与党人権と差別問題に関するプロジェクト

座長 岩崎純三  
座長 上原康助  
座長 鳩山由紀夫



人権と差別に関するプロジェクトは、同和問題の基本政策をはじめ、日本における人権政策について、平成六年一二月七日から本日まで六回の会議を開き、鋭意検討を進めてきた。この間、下記「これまでの経過」のとおり、有識者、民間研究機関、民間運動団体、関係省庁等から意見の聴取を行った。特に、第四回会議において、意見表明を行った全国自由同和会、部落解放同盟の二団体に対し、メンバーより要望内容の一本化が提案された。両団体は、第五回会議を前に統一要望として「社会的差別撤廃基本法の制定を求める要望書」を三党それぞれの座長に提出している。

この過程で出されたおおむね共通している意見としては、「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」（以下「人種差別撤廃条約」という）の早期批准の必要性をはじめわが国における人権政策の確立の必要性が指摘された。プロジェクトとしては、今後とも鋭意検討を進め、早期に結論を得よう努める所存であることを明らかにし、中間報告とする。

り「メモ」についてのヒアリ  
ング

### I プロジェクトチームの構成

自由民主党	◎岩崎 純三	中谷 元	上野 公成
日本社会党	○上原 康助	和田 貞夫	渕上 貞雄
新党さきがけ	○鳩山由紀夫	宇佐美 登	○各党座長

### II これまでの経過

第一回会議 一二月 七日（水）  
第二回会議 一二月一四日（水）  
第三回会議 二月 八日（水）  
第四回会議 二月二三日（水）

プロジェクト編成・運営の方法等について

磯村英一（財）地域改善啓発センター理事長よりヒアリング  
友永健二（社）部落解放研究所所長より主張ヒアリング  
三団体よりの主張ヒアリング  
①黒田 初幸・地域改善対策研究室専務

水口 好久・同 所 長  
②若荷 完二・全国自由同和会副会長

阪本 孝義・同 副 会 長  
上田藤兵衛・同 副 会 長  
③上杉佐一郎・部落解放同盟中央執行委員長

谷元 昭信・事 務 次 長  
阪本 義信・事 務 次 長  
\*和田貞夫プロジェクト委員よ

### III ヒアリングでの有識者、団体、国の機関等の論点

1 磯村英一・財地域改善啓発センター理事長（一二月一四日）

磯村英一氏は人権問題について、まず、戦後人権対策の概要について、その歴史的経過について次の六項目に整理されて述べられ、論点整理された。

- ①日本の人権問題の起点
- ②国連の人権宣言の普及
- ③同和対策審議会の成立
- ④同和立法とその変化
- ⑤民間運動団体の動向
- ⑥国際社会との関係

統いて磯村氏は、わが人権と差別問題に関するプロジェクトチームが当面早急に検討すべき事項として次の五点が重要であると指摘された。

- ①人権全般を視野におくこと
- ②国際潮流を踏まえること
- ③人権擁護体制の抜本的改革・強化
- ④人種差別撤廃条約の早期批准
- ⑤地対協の審議を尊重すべきこと

友永健二氏は部落解放基本法の制定について、今年は同対審答申が出来されて三十年が経過するが、「未指定地区」の問題、「残事業」の問題、生活・労働・産業・教育の各方面で未だ明らかな格差が存在するばかりか、差別事件が頻発するなど多くの課題が残されているので、これまでの総括を行い、部落問題の解決について根本的な解決の方向を明らかにすべきことを強調され、部落解放基本法の制定が求められる根拠と基本法の内容について次のよう論点整理され、強調された。

(1) 部落解放基本法が求められる三つの根拠

- ① 部落差別の実態を直視すること
- ② 同対審の精神に立ち返ること
- ③ 国際人権規約

人種差別撤廃条約と人権確立を求めた国際的潮流

(2) 部落基本法の内容

- ① 二つの目的
  - a. 部落問題の根本的解決の速やかな実現
  - b. 差別なき民主社会の実現
- ② 二つの手段
  - a. 劣悪な差別実態を改善するための事業
  - b. 差別観念を払拭するための教育啓発
  - c. 悪質な差別行為に対する法的規制と救済
- ③ 二つの手法
  - a. 定期的な実態調査
  - b. 審議会
- ④ 三つの勢力の協力
  - a. 国
  - b. 自治体
  - c. 国民

3 三団体よりの意見聴取（二月二二日）  
さらに各運動団体より意見聴取するため、次の三団体より意見を聴取した。

- ① 地域改善対策研究所（黒田初幸 専務、水口好久 所長）
- ② 全国自由同和会（茗荷完二 副会長、阪本 孝義副会長、上田 次長、阪本義信 事務長）
  - 藤兵衛副会長
- ③ 部落解放同盟（上杉佐一郎 中央執行委員長、谷元昭信 書記）
  - 次長、阪本義信 事務長

その概要是次のとおりである。

(1) 地域改善対策研究所（黒田初幸 専務、水口好久 所長）よりは、

- ① 阪神・淡路大震災による同和地区の被害状況について
- ② 地域改善対策協議会・総括部会での検討事項について
- ③ これまでの事業実施に伴う、地域公共団体の財政負担について
- ④ 再スラム化防止のためのマスター・プランについて
- ⑤ 新たな人権侵害処理制度の創設について

詳細な説明があった。

特に⑤新たな人権侵害処理制度の創設については、その制度の概要として概略次のように報告された。

\* 新たな人権侵害処理制度の概要

A 人権侵害処理制度の設置

- ① 国に「人権問題調整委員会」を置く
- ② 都道府県に「人権問題審査会」を置く
- ③ 人権問題調整委員会と都道府県人権問題審査会との関係

B 人権侵害処理手続の内容

- ① 調査
- ② あっせん、調停及び仲裁による解決の具体的援助手段
- ③ あっせん
- ④ 調停
- ⑤ 仲裁
- ⑥ 義務履行の勧告

C 人権問題相談処理手続

D 行政機関に対する意見の申し出

(2) 全国自由同和会（若荷完一 副会長、阪本孝義 副会長、上田藤兵衛副会長）よりは、同団体が検討をすすめている「人権基本法要項（第二次案）」の内容について、次のように報告された。

「人権基本法要項（第二次案）」

①目的

②国民の責務

③国及び地方公共団体の責務

④差別撤廃に関する対策の目標

⑤国の施策

⑥地方公共団体の施策

⑦基本的人権の侵害に関する処理及び被害の救済

⑧行政組織の整備

⑨調査

⑩報告

⑪差別撤廃対策審議会の設置

⑫部落解放同盟（上杉佐一郎中央執行委員長、谷元昭信書記次長、阪本義信事務長）よりは、部落解放同盟が構想している「部落解放基本法案」の基本的考え方について、次のように整理して説明された。

- ① 基本法制定の根拠
  - a 差別の現状
  - b 憲法および「同和対策審議会」答申
  - c 国際人権規約等の国際法
- ② 基本法の内容

a 基本的目的

b 国及び地方公共団体並びに国民の責務

c 施策の目標

d 目標達成の手段

e 実態把握と調査・審議の枠組み

(4) 和田貞夫・プロジェクト委員は、与党、野党に対して呼び掛け済みである「部落解放基本法に関するメモ」を提案し、部落解放基本法の必要性について、次のように論点整理し、説明を行った。

- ① 基本法を求める根拠は、  
a 生活保護世帯、就業構造、結婚就業差別等、差別の実態があること
- ② 未指定地区の問題は現行地対財特法では解決できない

- ③ 技本的総合的施策の必要性、法的規制が必要、基本法的性格を具有している
- ④ 國際人権規約や人権差別撤廃条約など国際的な人権擁護法の必要など諸法策が要求されている
- ⑤ 法的規制については、身元調査などに限定
- ⑥ 事業について、現行法では労働・教育など個人の自立促進的側面が弱く、新しい仕組みが必要
- ⑦ 部落解放基本法の制定は、村山政権の歴史的使命であるなどについて強調された。

4 法務省人権擁護局長、五木田隆全国人権擁護委員連合会会長（三月八日）

法務省人権擁護局長、五木田隆 全国人権擁護委員連合会会長よりは、國の人権擁護行政について、法律体系、人権擁護機関の機構、人

二月

「特集」

1 一九九五年度税制改正大綱

2 省庁別予算案成果のポイントと課題

「資料」

・特殊法人改革について

・地方分権の推進－経過と当面のまとめ

・「高齢者保健福祉推進十か年戦略」

の見直し

三月

「特集」 阪神大震災関係

・兵庫県南部地震災害対策(一次集約)

・衆議院本会議緊急質問

〃 代表質問

四月

「特集」 規制緩和関係

・「政府の規制緩和推進計画」

・規制緩和推進五か年計画の策定に向けて

・内外価格差の是正・縮小に向けて

「資料」

・介護休業法制化のための育児休業法

改正案について

- 1 日本輸出入銀行と海外経済協力基金、国際協力事業団の事業には重複する部分がみられ、協調的運用のメリットを引き出すためにも、その整理・統合を図るべきである。
- 2 その他、検討の対象としてきた政府系金融機関の整理・統合については、引き続き在り方につき検討を行う。特に、日本開発銀行の業務のスリム化については、四月末を目途に結論を得る。
- 3 政府系金融機関をはじめとするすべての特殊法人を対象に、ディスクロージャーの徹底を期するため、法制化を含め検討を行う。

権擁護委員制度の仕組み、人権侵犯事件および人権相談事件の概要について説明された。

一九九五・三・一四

## 政府系金融機関の検討について

### 連立与党政策調整会議

連立与党政策調整会議は、懸案となっている政府系金融機関のあり方について、政府系金融機関ワーキング・チームを設置し、ヒヤリング等を重ね検討を行った結果、当面、第一段階の取りまとめとして次の通り意見の一致をみた。

## 科学技術立国めざす科技基本法案

村田 育久

科学技術基本法案をめぐって、超党派議員立法による今国会への法案提出と成立をめざして、与党内の議論と水面下の動きが表面化している。

「議論深めたい科学技術基本法」という社説が三月十八日の日経新聞に掲載された。その内容は、基本法の策定に賛意を示したうえで、来たるべき時代に日本が科学技術立国を実現するには、これまでの科学技術を発展、振興するだけでは不十分だと指摘。「日本が科学技術でどんな国家をめざしているか、どんな世界を築こうとしているか、基本法は明確にする必要がある」として、科学技術の文化的側面を完全に無視していることに大きな不満を表明している。経済発展のための科学

技術だけが前面にでていて、地球や生命の解明が人間に新たな自然観を与えて自然との共生という新しい文化を生むような、科学技術の文化的側面を強調することなくしては、日本経済に持続的発展も不可能だと断じ、日本が「尊敬に値する国」になるには「豊かな文化を持つ国になる必要がある」として、新しい科学技術觀が必要だと指摘している。

マスコミが科学技術基本法を取り上げ始めたのは、昨年十月下旬であった。「科学技術立国へ新法案、欧米追随路線からの脱却めざす、超党派で来年提出へ」（九四年十月二十四日、毎日新聞夕刊）、「科学技術基本法、議員立法の動き、自民部会が素案を作成」（九四年十月二九日、日経新聞）などがそれだ。

記事の見出しのとおり、自民党主導の議員立法の動きであった。「科学技術基本法が浮上してきた過程は、政界再編と密接に絡んでいる。いったん野に下った自民党が、反対野党ではなく政策立案能力のあることを示すべく、当時の橋本幹事長の指示で各部会が一つ以上の法律案をまとめることになった。そこで尾身幸次・前科学部会長を中心に検討されきたのがこの基本法だ」（同十二月三日、日経新聞）ということだ。

かつて、科学技術基本法という名の政府案が国会に提出されたことがある。一九六八年の当時、科技庁による大学への干渉を嫌う文教関係者らの反発が強く、対象とされる研究機関に「大学を除く」の文言がはいったあげく、審議末了で廃案になつた経緯がある。

### 自民党発議の議員立法

連立与党の科学技術調整会議の中では、八月下旬に新法案の準備作業が自民党内で進められていることが非公式に伝えられていた。村山首相も施政方針演説の中で、科学技術立国に言及し、科技庁長官に田中真紀子氏を起用するなど意欲を示していた。九月下旬には、

自民党の突然の発案で、与党科技調整会議の場に政策要綱と関連資料が配布され、当時の自民党科学技術部会長であった尾身幸次氏から自民党内の作業経過が正式に報告された。

自民党案の主な内容は、①欧米に追い着け追い越せ（キャッチアップ）の時代は終わり、先駆者（フロントランナー）の一員として自ら未開の技術分野に挑戦しなければならない

②独自性のある先端技術とそれに基づく新産業の創出を進めなければ、産業空洞化や社会の活力喪失の事態を招く——との認識、つまり科学技術の基礎研究が「日本の社会経済の発展と豊かな文化の創造の基盤を形成する」との認識にたって、国の最重要施策の一つとして科学技術振興を強力に推進するため、基本法の制定が必要だとしている。具体的には、国は科学技術を振興する基本計画を策定し、

①大学や国立研究機関の施設整備や科学技術情報のデータベース化を進める②研究交流の促進。研究者、技術者、研究補助者らの育成、確保を支援する③国の研究開発費の支給基準を弾力化し創造的な研究に積極的に支給できるようにする④研究公務員の発明報酬や勤務時間などの処遇を見直す⑤国際協力を推進する——などの政策を実施して、欧米に比べて遅れている基礎研究を強化し世界に貢献できる「技術立国」をめざすとしている。

昨年十月の与党科学技術調整会議の際、社

会党は、基本法なのか振興法なのか性格が不鮮明であることを指摘し、もし議員立法の措置を講じるとしても、社会党として最低限盛り込むべき四点の追加項目を口頭提案した。

「科学技術基本法案（第一次素案）に対する補強提案」（十月四日）と題したその内容は、

1. 今日までの日本の状況では応用的技術開発は別として、日本人の独創性に基づく研究成果が少ないことに鑑み、①国が統制するのではなく、研究者の自主性を尊重すること②独自の基本的、基礎的な研究に取り組みやすいようにすること③すぐに役立ちそうにない分野であっても軽視しないこと

2. 軍事目的の研究開発を規制し、科学技術の軍事目的への転用に歯止めをかけること  
3. 安全性等について、客観的に評価し、チェックする機関を設けること

4. 情報公開を明確に位置づけること——

また、社会党はなぜこの時期に内閣提出法案でなく議員立法であるのかについても疑念を提示しつつ、追加四項目の内容を盛り込んだ社会党独自の法案要綱補強案も作成して自民党に非公式に伝えて、与党内調整の作業に入れる準備ができていることを表明した。

しかし、与党調整会議で再びこの法案が議題になったのは、年が明けて今年の一月下旬であった。その時には、自民党的法案要綱は

法案の姿に仕上げられ、社会党の補強提案は事実上無視される形になった。しかも、その間、この法案が連立与党内の調整作業を経る準備されているかのようなマスコミ報道がなされていた。

#### 難航する与党内の調整

自民党が単独で財界、産業界、学界、労働界、政界の各方面に「自民党第一次素案」を持って「根回し」を始め、その反響がマスコミを通じてちらほらと表面化してきた。「科学技術基本法、議員立法の動き——自民党部会が素案作成」（九四年十月二九日、日本経済新聞十面）、「科学技術立国へ新法案、欧米追随路線からの脱却めざす——超党派で來年提出へ」（九四年十月二十四日、毎日新聞夕刊一面）、「産・学・政に科学熱」（九四年十一月十二日、朝日新聞七面）、「科技基本法、基盤強化へ再浮上——人材・資金、脆弱さに危機感」（九四年十二月三日、日本経済新聞二面）などが昨年中の目立ったマスコミ報道だった。今年にはいっては、「超党派の国会議員、科学技術基本法の素案まとめる、空洞化対応で科技立国実現へ」（九五年一月十九日、日刊工業新聞）、「（社説）科学技術創造立国へ超党派の基本法制定に期待」

(九五年一月一八日、日刊工業新聞)、「前

田勝之助 東レ社長 科学技術基本法の制定を全面支援」(三月四日、毎日新聞十面)、

「(社説) 議論深めたい科学技術基本法」

(三月十八日、日経新聞二面)が主なもの。

事実誤認ないし意図的なリードによる誘導

を除けば、これらのマスコミ報道の中から読み取れることは、①科学技術は票にならないと従来言われてきたが政界流動化が結果として政治主導の政策つくりにつながり、政治が

科学や技術を手段として利用するのではなく政策を実行すべきフィールドとして科学技術

が浮上してきた。②関係官庁では、大蔵省が財政負担増を嫌い科学技術予算が全体の伸び以上に増えていることを理由に、法制化を牽制している。③研究開発を業務の柱に据える通産、文部、科技の三省庁は基本法を権限と予算拡大の強力な援軍と見て、ひそかにエールを送り水面下で動いている。④議員立法といふ政治主導の形をとるのは財政負担増につながるとして難色を示す大蔵省などの反対を抑えるため。また議員立法で成立をめざすのは、政府提案だと科学技術関係省庁の調整に手間取るから、立法府が主体的に科学技術政策に関する基本方針を決断することで、今国会での早期提出、成立を図るために、科学技術の反社会的な側面を見逃して良いのかといふ異論が与野党の一部にある——などだ。

この間の与党科技調整会議での与党内調整はどうだったかというと、一月下旬の調整会議で正式議題となつたのも、社会党が要求したことであつた。自民党はこの時、補強修正の余地があると付言しつつも、既にできあがつた自民党の「科学技術基本法案」を提示し、説明した。社会党はこの席でも、四項目の補強項目を法案に盛り込むように改めて要請した。しかし、社会党が独自に準備した「法案要綱」、「法案」自身は調整会議に正式に提示することを控えて、次回以降の与党調整に委ねた。

#### 自民党から法案の国会審議の段取りについて、具体的に提起されたのは三月末、補強内

容についての水面下の回答があつたのは、四月十一日の社会党の科学技術部会の直前にすぎない。それも、その週の内に与党内を取りまとめていたといふ性急なものだった。

自民党の非公式な回答内容及び調整のおおよその内容は、①平和目的の担保については、憲法でしばりがかかるので、付帯決議に盛り込むことでどうか。研究交流法の制定の際に、防衛厅研究所の研究が問題になつた際、科学技術庁の設置目的に照らして、一般研究、基礎研究に限定することが可能だという議論があつたことに留意する。②情報公開について、研究の途中経過でなく、「研究成果の公表」でどうか。③「研究者の自主

性の尊重」については、法案に盛り込む。

④「安全性の確保」については、自民党は全

研究者から反対の声があるとしてゼロ回答。

社会党は、研究の自由と背反することはない、として心構えの精神規定として盛り込むこと要求——である。そのほかに問題となるのは、科学技術会議と学術会議の関係、基本法と科学技術政策大綱の関係、他の部会との調整、基本法と振興法の区分けの問題、財政上の措置はともかく税制上の措置まで踏み込むのは妥当か、などである。

#### 成否の山場は五月月中旬

この科学技術基本法案が日の目を見るかどうかは、現時点では定かでない。しかし、主たる内容について与野党はもちろん、財界、学界にさしたる異論はなく、科学技術立国について総論としては賛成なわけだから、五月の連休前後までに与党内できちんとした問題点整理と、自民党素案の精査の作業を進め、少なくとも与党三党が共同して国民にたいして責任を負える法案に仕上げられるかどうかが、最大の難関であろう。連立政権の政策調整能力、それも議員立法による新法の制定というハードルは、まだ幾つもありそうだ。

(むらたいくひさ・政務環境部会担当書記)

A5判64頁

## 社会新報ブックレット

各600円(税込)



久保亘

# いま、民主リベラル



田原総一郎

## 寛容な市民政党をつくる

いま、なぜ民主リベラル新党なのか、  
その意義と必要性を提起するととも  
に「95年宣言」を解説

### 「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い！

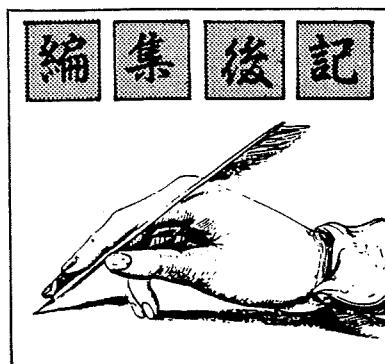
入会金●1口1万円。  
申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。  
入会申し込み書をお送りします。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

「政策資料」の会計監査が終わった。前年に比べ、ページ数の大幅増で収支はとんとんといったところ。担当者にしてみれば氣をもむ決算期だ。◆政党にとって政策は生命線ともいうべきものであり、その政策作りの任を負っているのが政策審議会＝政審だ。二十数名の書記が十八の部会を分担している。「政策資料」は、このメンバーが苦労して作り上げた個別の政策や申入れ、或は法案など政審が関わる全てを掲載するよう努めている。旧来は社会党的政策のみでよかつたのだが、今は党と連立与党との二本立てだ。書記の仕事量は二倍に増え、そのぶん誌面はふくれてきた。村山総理の施政方針演説や政府の関係資料も載せたいところだが、

こちらは新聞や官報等で見ていただくことにして割愛している。『政策の焦点』では、そのとき各担当者が手がけている政策・法案の解説や裏話などを、依頼して書いてもらっている。感想やご意見等、払込み用紙の通信欄にでもお寄せいただければうれしい。◆一時「茶の間の国会」になつたかに見えた政治が、ここのこところ再び茶の間から遠のいてしまつた。「信組問題」や「不戦決議」など、本



音と建前を使い分けているとしか見えない国會議論に、国民は辟易しているのだ。発達心理学者の守屋慶子氏が、おもしろい実験をされた。英國、スウェーデン、韓国、日本の四ヵ国の子どもたちに、ある絵本を読み聴かせ、感想を書かせて見た。その結果、日本以外の国の人たちにおいては、あくまで書かれている内容を推量せずストレートに受け止め、厳密にその範囲内での感想を述べているのに対し、日本の子どもたちは、物語に書かれていない部分について、活発に想像を巡らせる傾向が強いという。例えば「○○は幸せだった」とあれば、ほんとうに幸せだったのか」と考え込む。◆

「政策資料」購読料のお知らせ		委員長	関山信之
編集委員	大畠章宏		田口健二
	緒方克陽		土肥隆一
兼事務局長	伊藤安博	早川幸彦	穂山篤
会計監査	小川正浩	河野道夫	上山和人
	浜谷惇	西川洋	長谷川崇之
	石橋大吉	糸久八重子	温井寛
年間購読料	七六円	石田好数	石田武
郵便振替	六〇〇〇円(前納)	西川洋	石田好数
又は	東京〇〇一八〇	西川洋	石田好数
大和銀行	四一八〇八一二	西川洋	石田好数
衆議院支店		西川洋	石田好数
普通		西川洋	石田好数
日本社会党政策審議会		西川洋	石田好数

(A)

# **POLICY AND LEGISLATION**

## **SEISAKU SIRYO**

**May 1995**

**No. 344**

### **<FOREWORD>**

*SEKIYAMA Nobuyuki  
Chairman of the Policy-Making Board*

### **<FEATURES> De-regulation**

*SDPJ's Additional Agenda for the Government's De-regulation Program  
(SDPJ's Administrative Reform Committee)  
Proposals on the De-regulation Promotion Program  
(SDPJ's Administrative Reform Committee)  
Proposals to Lower Commodity Prices  
(the Ruling Parties Economic Policy Committee)*

### **<DOCUMENTS>**

*On the Immediate Agenda for Political Reform  
(SDPJ's Political Reform Committee)  
New Concepts and Agenda for Future Means of Information and Communication  
(SDPJ's Committee on Information and Communication)  
On the Draft Bill for Medical Care Leave  
(SDSPJ's Committee on Labor Affairs)*

### **政策資料 5月号**

編集人 政策資料編集委員会  
発行人 関山信之  
発行 日本社会党政策審議会  
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1  
衆議院第一議員会館  
電話 03(3581) 5111 内線3886~7  
FAX 03(3502) 5857

定価450円 (送料76円)

**Published by Policy-Making Board  
Social Democratic Party of Japan**

First Members Office Bldg., the House of Representatives  
2-1, Natata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan  
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857